

資料1

平成30年度活動報告

- (1) 広報活動
- (2) 取締り活動
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 活動の効果測定

(1) 広報活動（街頭PR等）

月	行 事
4	・春の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（6日 名古屋高速・愛知県高速隊と合同） ・春の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（6日ほか6日間10箇所 ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA）
5	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（16日 飛島埠頭 愛知県トラック協会）
6	
7	・夏の交通安全運動にあわせた合同啓発活動（11日 名古屋高速・愛知県高速隊と合同） ・夏の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（7日ほか9日間10箇所 ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA）
8	・道路ふれあい月間に合わせた啓発活動 チラシ・グッズ配布（10日 静岡県） ・土砂ダンプ事業者啓発活動 チラシ配布（22日 三重県トラック協会） ・国際海コンの陸上における安全輸送マニュアル一部転記の安全啓発グッズの作成・配布（静岡県トラック協会）
9	・いが道の駅キャンペーン（25日 中部地方整備局・三重県高速隊・三重県トラック協会） ・秋の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（26日 名古屋高速・愛知県高速隊） ・秋の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（20日ほか4日間10箇所 ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA）
10	・適正重量遵守に係る荷主業界向け啓発チラシの配布（静岡県トラック協会） ・多治見フェアによる大型車向けチラシ配布（7日 岐阜県トラック協会）
11	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（26日 飛島埠頭 愛知県トラック協会）
12	・年末の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（5日 名古屋高速・愛知県高速隊） ・年末の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（1日ほか9日間10箇所 ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA） ・過積載防止啓発 事業者訪問・チラシ配布（21日 三重県トラック協会）
1	・輸送現場視察と過積載防止啓発 チラシ配布（17日 三重県トラック協会）
2	
3	
	街頭広報:55回

(1) 広報活動（講習会等）

月	行 事
4	・特殊車両通行許可申請業務研修会 <市町村初心者向け>（16日、18日 愛知県）
5	・道路事業説明会（道路譲歩字便覧について）<土木事務所、市町の担当者向け>（18日 静岡県） ・車両制限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・トラック事業（協）出張講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
6	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
7	
8	・講習会（6日 愛知県トラック協会 38名）（20日 静岡県トラック協会 34名） ・TV会議式制度説明会（岐阜県トラック協会 ・ 三重県トラック協会） ・道路工事関係者への講習会（7日 名古屋市緑政土木課 名古屋市 ・ 中部地方整備局）
9	・効率の良い特車申請について（6日 愛知県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
10	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
11	・道路工事の適正な実施講習会（15日 名古屋建設技術センター ・ 名古屋市 ・ 中部地方整備局） ・効率の良い特車申請とよくある誤り事例について（29日 愛知県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
12	・審査の迅速化に向けた勉強会 <市長村担当者向け>（21日 愛知県 ・ 中部地方整備局）
1	・交通警察官に対する特殊車両教養（21日 愛知県警察学校 ・ 愛知県警察本部 ・ 中部地方整備局） ・過積載防止対策連絡会議 行政・荷主・トラック協会向け（28日 三重県トラック協会）
2	・大型車両通行適正化に関する講習会・特車通行許可制度説明会（1日 三重県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
3	
講習会：17回 運行管理者における啓発：通年	

(1) 広報活動（広報媒体活用）

月	行 事
4	・過積載防止をHPへ掲載、情報板への掲示（通年 名古屋高速）
5	・過積載防止をHPへ掲載、SA,PAの情報板にて違反防止を掲示（通年 ネクスコ中日本 名古屋）
6	・取締り実施結果のツイッター発信（中部地方整備局・国道事務所）
7・8	・道路ふれあい月間に期間中、来庁した特車申請者にリーフレット配布（名古屋市） ・建通新聞に啓発広告を掲載（静岡県）
9	・大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会のバナーをHPへ掲載（中部地方整備局）
10	・メールマガジン・HPの掲載（中部経済連合会） ・トラックの交通安全環境フェア（悪天候で中止） 28日 HP、SNS、「Twitter」、Facebook」等で配信 ・大型車適正化 啓発ポスター作成 A1版 ・会報紙（那古野）への啓発記事掲載（名古屋商工会議所）18,000部
11・12	・有料広告活動（中日新聞・荷主向け啓発広告掲載）12月
1	・中部地方整備局のHPに「好取組のある企業が掲載中」の案内をトラ協のNEWSピックに掲載（8日 愛知県トラック協会）
2	
3	・月間に伴い道路の電光掲示板による『過積載防止』啓発掲示（1日～31日 浜松市） ・過積載防止啓発チラシ＜荷主・運送事業者向け＞（三重県トラック協会） ・新聞広告出稿（下旬：専門誌3紙）中部地方整備局
広報媒体活動：通年	



国土交通省 飯田国道事務所 @mlit_jida · 1分

10月3日に飯田国道事務所管内の国道19号において、特殊車両の取締りを実施し、違反車両に対し、指導を行いました。

国民の財産である道路を守るため、ルールを守った通行をお願いします。

#大型車通行適正化

写真は車両の高さを計測している様子と許可書の確認等をしている様子です。



浜松市北区
国道257号下り

(1) 広報活動（中部地方整備局の活動）

- 施策の浸透率の向上・特車の違反率減少等、これまでの地味な取り組みには一定の成果が認められている。
- 既存の取り組みも継続して推進する

～ 平成30年度の取り組み事例 ～

○ 講習会の実施



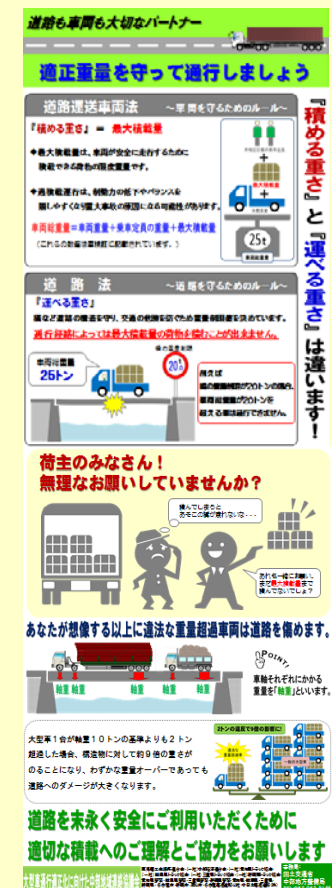
H30.9.6 愛知県トラック協会

○ 街頭PR活動



H30.9.25 道の駅「いが」

○ 広報媒体活動



- 運送業界に向け広く周知するため業界の新聞広告に掲載
⇒ 新聞社のトラック特集記事掲載日に掲載を依頼予定（3月中）
- 自治体広報誌の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を依頼
⇒ 新聞広告（下記）をもとにスペースに合わせて事務局から素材を提供可能

道路の劣化を防ぐため基準を超える車両の走行には許可が必要です

車両に「積める重さ」と道路を「通れる重さ」は違います

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

車両に「積める重さ」を規定

「積める重さ」＝「最大積載量」は、車両が安全に走行するために積載できる限度の重さです。



← 乗車定員

← 最大積載量

← 車両重量

← 車両総重量

これらの数値は車検証に記載されています。

道路法（車両制限令）

～道路を守るためのルール～

道路を「通れる重さ」を規定

「通れる重さ」は橋などの道路を守るため
重量制限値を決めています。

**橋によっては最大積載量まで
積んで走ることができません**

この橋は、20tを
越える重さの車は
通行できません。

道路交通法

～交通の安全と円滑を守るためのルール～

道路における危険を防止するために
過積載を防ぐための決まりがあります。



The illustration shows a truck on the left carrying a large, rounded load that appears to exceed its capacity. To its right is a smaller car. Above the car, a vertical line with a horizontal bar at the top is labeled 'キケン' (Danger) and '10t', indicating a weight limit or a warning of danger associated with the truck's load.



「好事例」の
HPへリンク
QRコード
新設しました。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知商工、岐阜県商工、三重県商工、静岡県商工、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、
静岡県、浜松市、名古屋市、中部経済連合会、国・道・県道中部地方整備局、中部運輸局、日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局
TEL052-953-8178

(1) 広報活動 委員の取組み(荷主への対策)

名古屋商工会議所 掲載記事

荷主対策追加

荷主のみなさん! 無理なお願いしていませんか?

荷主のみなさん! 無理なお願いしていませんか?
「積める重さ」と「積んで通行できる重さ」は違います!

基準を超えて車両を通行させようとする場合には、道路管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。



お問合せ先 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
中部地方整備局 道路部交通対策課(事務局) TEL: 052-953-8178

道路運送車両法

「積める重さ」とは車両が安全に走行するために積載できる総重量(最大積載量)のことです。



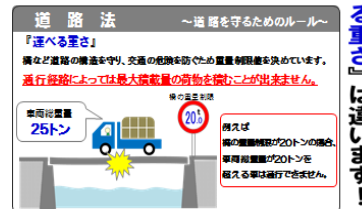
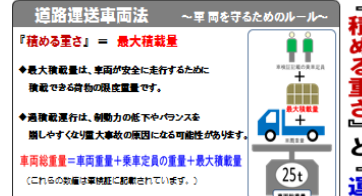
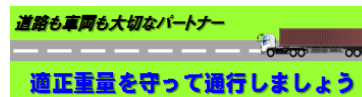
道路法

「積んで通行できる重さ」とは橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐために定められた重量制限値のことです。



平成29年7月1日からトラック運送事業者の法令違反行為について、荷主の関与が判明すると荷主名が公表される荷主勧告制度が運用されています。違反行為には、「道路交通法」のほか、「道路法(車両制限令)違反」も含まれています。

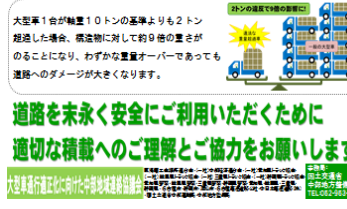
リンクする画像



荷主のみなさん! 無理なお願いしていませんか?



あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。



1ページ 詳細(RDF) 2ページ

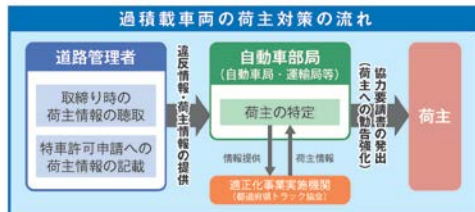


(1) 広報活動 各委員の取組み

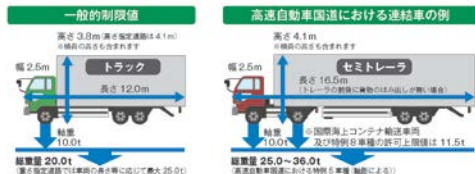
各委員における広報活動について（チラシ配布・ホームページでの広報）

荷主の皆様へ…
貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、「荷主警告」が発動され、荷主名が公表されます。



道路法（車両制限令）では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が定められています。



違反は未然に防ぐことができます。
荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします!

国土交通省 全国トラック協会 配布資料



三重県トラック協会 配布資料



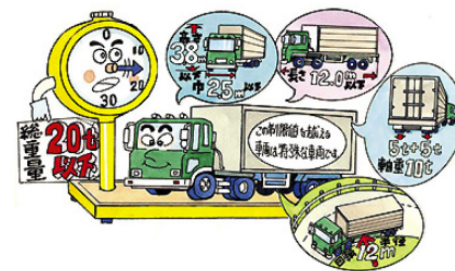
ホーム > 交流・まちづくり > 道路 > 道の情報 > みちくさ情報

みちくさ情報

特車に関するトリビアについて掲載

道路法に基づく車両の制限とは

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン)
	輪荷重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
最小回転半径		12.0メートル





好取組の共有による
大型車両の適正化

(トップページ下の画面)



NEWS
新着情報

好取組みの企業を掲載

愛ト協・全ト協		その他団体
2019.01.08	国交省・運輸局	【中部地方整備局】好取組の共有による大型車両通行適正化の促進として中部地方整備局のHPに企業の「好取組事例」を掲載中！ PDF
2019.01.08	その他行政・団体	【内閣府】消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン） PDF
2019.01.08	厚労省・労働局	【厚生労働省】働き方改革関連法改正後の労働安全衛生法等の解釈等について PDF
2019.01.08	厚労省・労働局	【厚生労働省】働き方改革関連法改正後の労働基準法の解釈について PDF

(2) 取締り活動 中部地域特殊車両一斉取締り実施場所

中部地方整備局管内で可能な最大限の合同取締りを計画

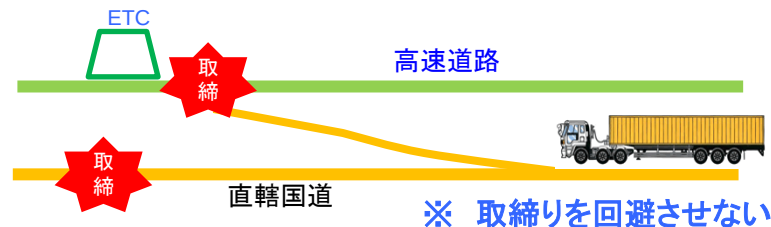
- ・ 無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
- ・ 国土交通省・警察・高速道路管理者の連携
- ※ 道路法、道路交通法、道路運送車両法による多角的検問を実施

威力と効果を最大限に発揮する取締り

実施日時

平成30年8月3日（金） 13:30 ～ 16:00

公開（多治見・弥富・みえ川越IC・焼津IC・飯田）

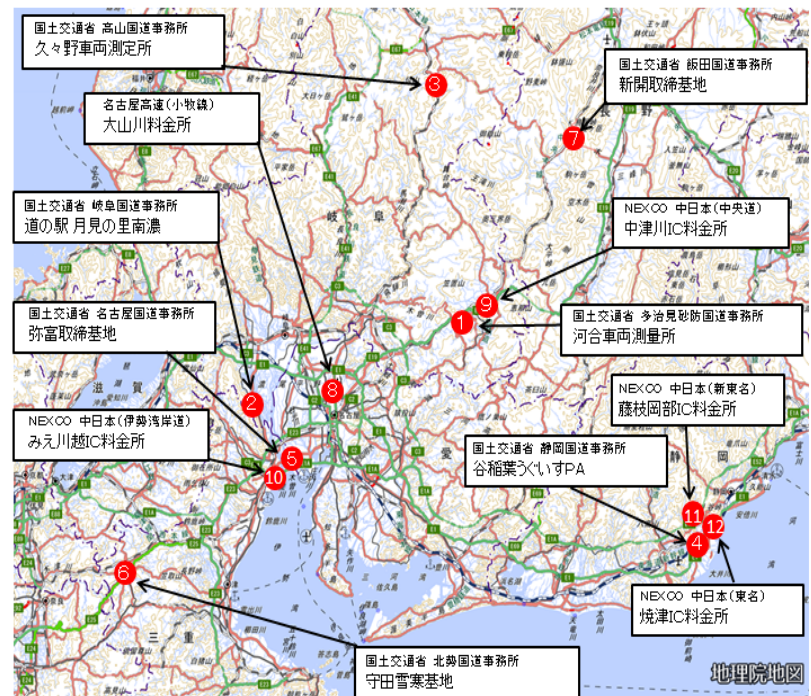


今後の方針

- ・ 今後も合同取締りを計画して継続
- ・ 連携した並行路線での取締りの実施

【違反台数】											
4	2	2	1	2	2	0	1	1	0	1	
2											
0	0										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
多治見	岐阜	高山	静岡	名古屋	北勢	飯田	名古屋高速	羽田日本	豊田日本	(中日本)	(中日本)

事務所名	名称	路線	住所	備考
1	多治見	河合車両計測所	19号 上	土岐市泉町大字河合字七反田
2	岐阜	道の駅 月見の里南濃	258号 下	海津市南濃町羽沢
3	高山	久々野車両計測所	41号 下	高山市久々野町長淀曲り洞
4	静岡	谷稲葉うくすPA	1号 上	藤枝市谷稲葉
5	名古屋	弥富取締基地	23号 上	弥富市三好
6	北勢	守田雪寒基地	25号 上	伊賀市守田町
7	飯田	新開取締基地	19号 上	木曾郡木曾町新開字栗本
8	名古屋高速	大山川料金所	小牧線 下	西春日井郡豊山町大字青山
9	NEXCO羽島	中津川IC(入口)	中央道	中津川市千旦林 ①と関連
10	NEXCO豊田	みえ川越IC(入口)	伊勢湾岸道	三重郡川越町 ⑤と関連
11	NEXCO横浜	藤枝岡部IC(入口)	新東名	藤枝市岡部町 ④と関連
12	NEXCO横浜	焼津IC(入口)	東名	焼津町八橋 ④と関連



(2) 取締り活動（自治体における活動）

愛知県警察・愛知県



過積載車両に対する計測の状況



合同での取組状況

平成30年7月26日(木)
10:00～11:30

愛西市内

- 計測車両 4台
- 車両法違反 なし
- 道交法違反 3台
- 措置結果
 - 過積載違反 1件
 - 警告 2件

名古屋市・愛知県警察



計測・採寸の状況



許可証の確認状況

平成30年8月1日(水)
14:00～15:30
名古屋市内

- 計測車両 2台
- 違反台数 2台
- (条件違反 2台)
- 措置結果

警告 2件

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取り組み

直轄工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の結果について

(新) 土木工事特記仕様書改訂

(H29年度版)

第1編 共通編

第1章 総則

特仕1-1-1-32 交通安全管理第6項通行許可の読み替え

6. 通行許可

- 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、**運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。**
- 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。

また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から チェックと指導を



各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1) 建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
① 許可証もしくは申請書が確認できる	
② 下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③ 運搬予定日の概ね2〜3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2) 運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
① 運搬（予定）日が許可証の有効期間内である	
3) 運搬計画どおりの許可証である。	
① 対象資機材と許可証の積載物の品名が一致している	
② 積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③ 積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④ 運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行（運搬）方法の確認	
1) 運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
① 許可証に記載されている車両番号である（トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認）	
② 積載重量と車両重量（自重＋乗員）の和が許可証の総重量以下である	
③ 積載重量が車検証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2) 運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
① 主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
② 通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（最終点のみは不可）	
3) 運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
① 運搬日が、タグラフ、写真データ等から確認できる	
3) 運搬条件が許可証に記載された条件（積載車、夜間）で走行している。	
① 許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
② 許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検日

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄

1. 施工計画書の確認

1) 建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両（以下、特車）の有無が記載されているかを確認する。

- ① 「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ② 「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある

2) 特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- ① 対応方針（法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等）の記載がある

3) 運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度（資機材ごと）が記載されているかを確認する。

- ① 運搬計画に必要な項目（追記記載項目）が整理されている
- ② 整理した項目に対して、確認方法が記載されている
- ③ 整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】

- ・項目毎に、有・無を確認する
- ・一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
車種区分	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
車両番号	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
車両諸元	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
積載重量	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
積載限度重量	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
通行経路	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
許可証の有効期間	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
通行条件等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

裏面へ続く

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取り組み

中部地方整備局 直轄工事点検結果

■調査期間 平成31年1月7日から2月4日まで

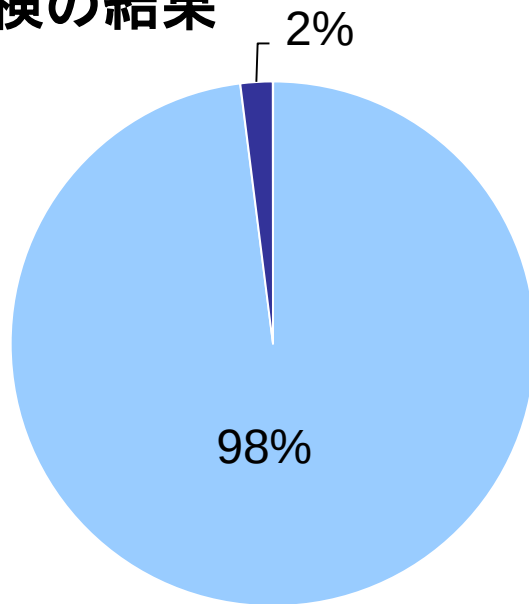
■調査対象 道路部及び河川部等における直轄工事で特車の使用が認められるもの

■点検検査数 【合計】 88工事

【内訳】 道路部 51工事箇所 ・ 河川部 35工事箇所 ・ 営繕部 2工事箇所

□点検結果 一部不適切であったと指摘あり

一斉点検の結果



■ おおむね良好 ■ 一部不適切

一部不適切と指摘のあった事由

- ① 走行確認状況の記録化が不十分（夜間等）
- ② 運搬資機材ごとに運搬計画を作成し、施工計画書に記載までがされていない。
- ③ 許可証の有効期限等の確認方法と確認の頻度等の記載がされていない。
（特記仕様書 第1-1-1-32条 6項）

(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

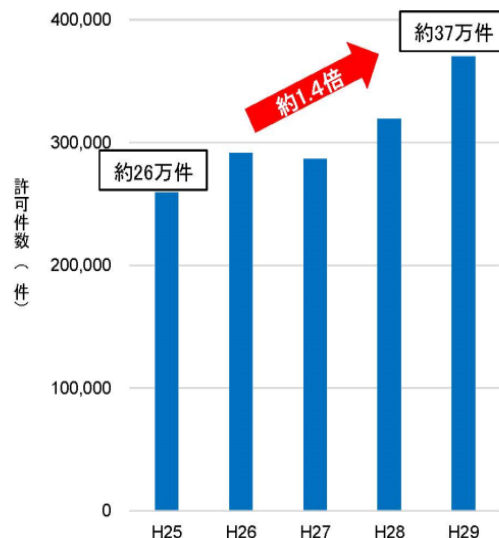
審査の迅速化PTの発足への必要性について

- ドライバー不足等による車両の大型化の進展により、特車通行許可件数は5年で約1.4倍に増加した。
- 増加する件数に審査が追いつかず、平均審査日数が約2倍に増加、1ヶ月以上を要しており、急な輸送需要に対応できない。

違反車両：許可に時間がかかるため、許可を待てずに無許可で走行にいたる要因にもなっているとの声もある

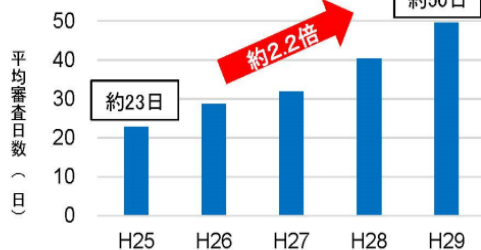
許可件数

ドライバー不足による車両の大型化の進展等に伴い、特車通行許可件数は、5年で約1.4倍に増加



審査日数

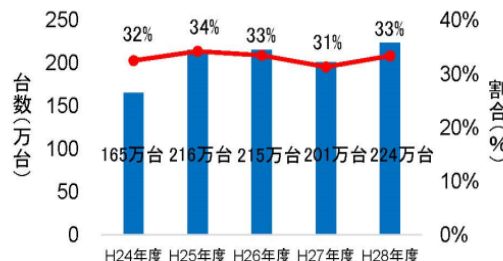
平均審査日数は、5年で約2倍に増加



※ 件数の増加に伴い、審査する通行経路数や協議先の自治体数も増大

過積載

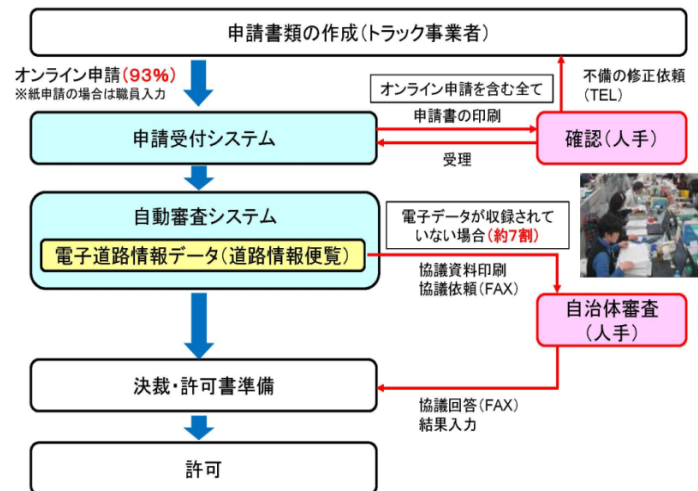
過積載は高い水準(約3割)で推移



審査の実態

未収録道路の割合が高い
道路管理者への協議が必要

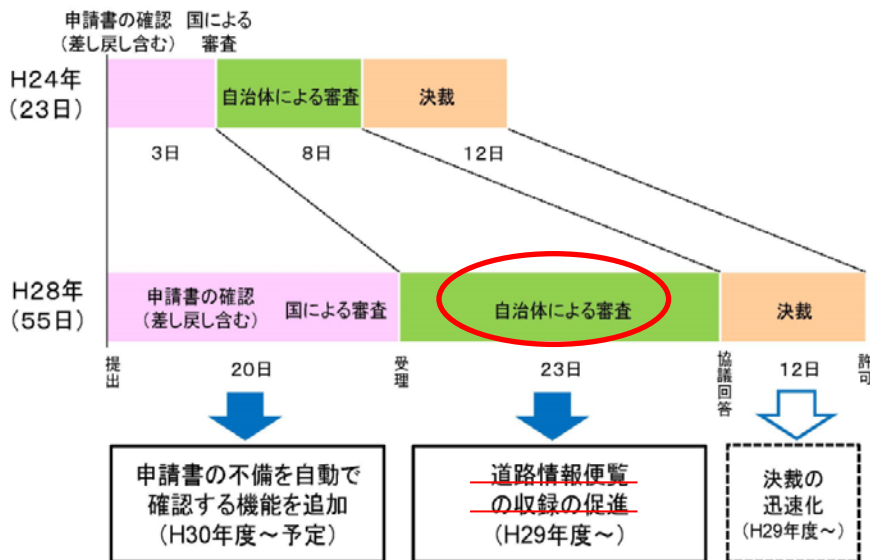
○ 人手による確認作業が未だ大きなウエイトを占めている状況



(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

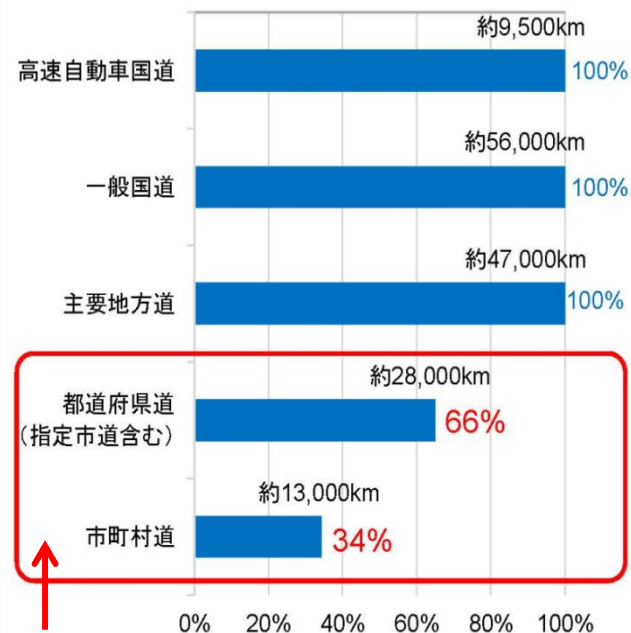
「自治体審査あり」の場合

○ 審査日数の短縮にむけて、人を中心の作業を早期に自動化を図る



※ 各年の10月第1週(10月1日～10月7日)に許可した案件の平均審査日数

道路情報便覧の収録状況



収録率アップを図る

※ H29.3時点の整備割合

第1回 審査の迅速化PT

開催 H30.11.20

: 今後の取組、現状把握、遅延自治体への取組指導、情報共有 等

メンバー 中部地域の県、政令市、高速道路会社、中部地整

第2回 審査の迅速化PT開催

開催 H31.2.14

: 対策に対する各種取組、取組の効果検証、情報共有 等

道路情報便覧収録の促進に向けた勉強会

道路情報便覧収録促進に向けた勉強会（愛知県尾張地区）

➤ 道路情報便覧収録の促進に向けた勉強会

日 時： 平成30年12月21日（金）13:30 ～ 15:30

場 所： 一宮建設事務所 大会議室

【趣旨】

特殊車両通行許可業務に際し、審査期間の短縮や業務の軽減を図るため、各道路管理者が道路情報便覧に収録を進めることを目的に、愛知県尾張地域の市町を対象に勉強会を実施した。

【内容】

講習内容

- ・特殊車両通行許可申請の現状と課題
- ・各道路管理者の便覧収録状況の共有
- 審査の迅速化（必要性）
- 業務の見直し（合理化、効率化）
- 質疑応答・意見交換

実技

- ・道路情報便覧への収録方法

【実施結果】

特車審査の人員確保や意識の改革
道路情報便覧収録への予算確保
等、問題点や課題を再認識した。

	尾張地域
1	一宮市
2	江南市
3	稲沢市
4	岩倉市
5	犬山市
6	大口町
7	扶桑町
	尾張以外
1	あま市
2	北名古屋市
3	瀬戸市
4	大治町
5	豊山町
6	飛島村



(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

審査の長期化する自治体への支援活動の推進

- 特殊車両許可審査業務の体制強化
- 業務の見える化と組織的管理の新設

1. 個別協議処理日数の推移

年度	平均審査日数	増減
H29	51.4日	-31.2日
H30	20.2日	

★ 浜 松 市
好取組事例

2. 審査人員

年度	審査従事者
H29	再任用1名(専任)＋非常勤職員1名(専任)
H30	再任用2名(専任)＋非常勤職員1名(専任)＋職員1名(兼任) (滞留した場合職員が時間外で対応)

3. 個別協議処理件数と滞留件数状況

年度	処理件数	最大滞留件数
H27	約1,230件	
H28	約1,260件	
H29	約1,450件	約100件
H30	約1,370件(2月末)	約40件

★個別協議処理工程(H30概略)

受付 → 審査 → 決裁 → 回答

18日

1日

1日

4. 個別協議の迅速処理のため工夫した点

- ・審査訂正の強化(再任用1名(専任)＋職員1名(兼任)を増員)平成30年4月から
- ・受付体制を効果することにより、滞留件数を減少
- ・滞留件数が増えてきたら特車(個別協議)を集中的に処理する取組を実施中
- ・受け付けた協議をエクセルファイルの管理簿(新設)に搭載し、進捗管理と見える化による情報共有を図った

(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

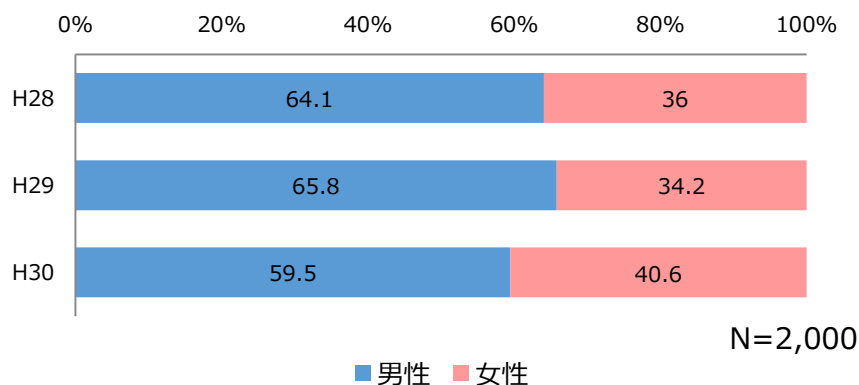
大型車の通行適正化に係る法令の知識や違反車両の要因に係る意見を問うアンケートを実施

サンプル数：2,000人

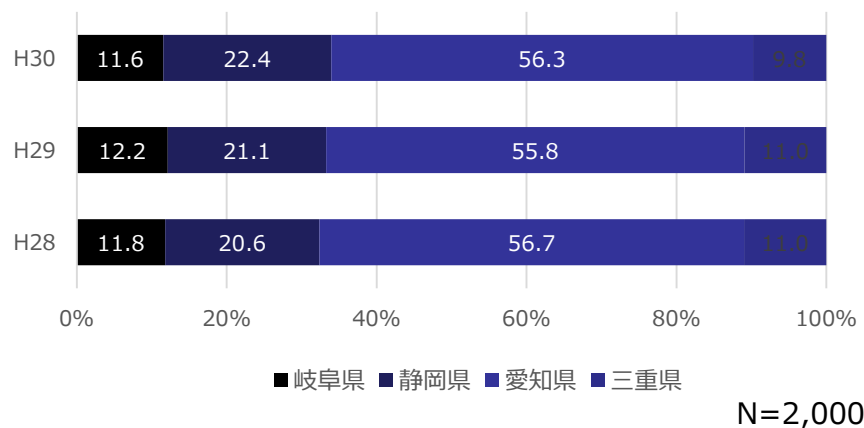
設問内容：大型車両通行適正化と道路構造の保全に関する事項（車の過年度に実施したWebアンケートの設問内容と同様）

属性：過年度と同じ属性（過去の回答者は除外）

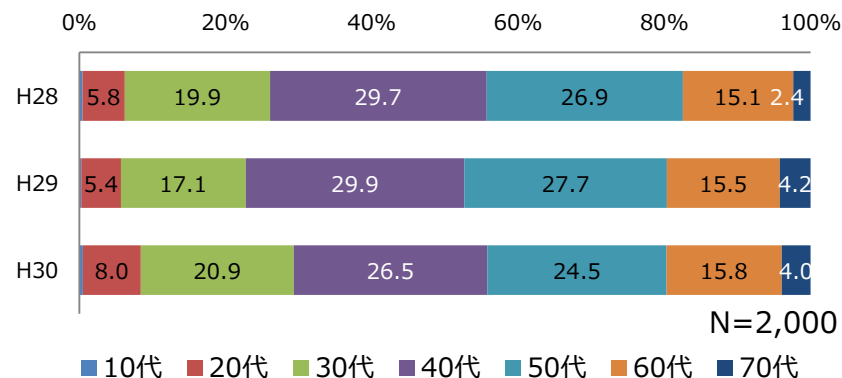
◆性別



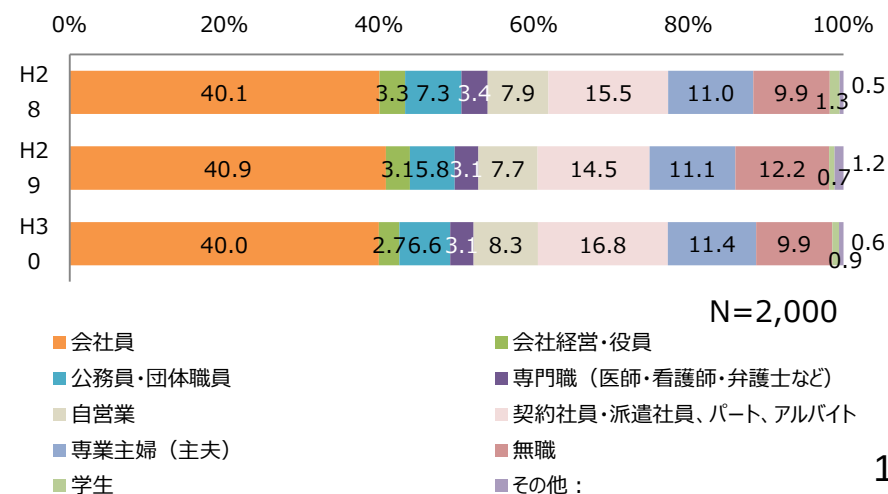
◆居住地



◆年代



◆職業

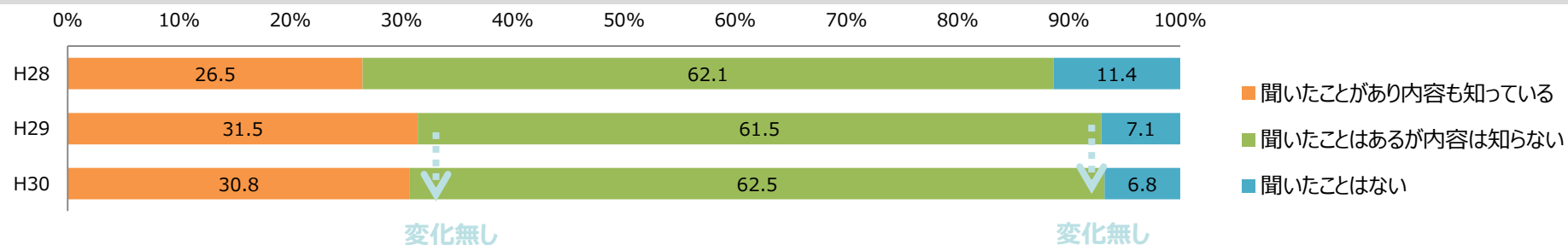


(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

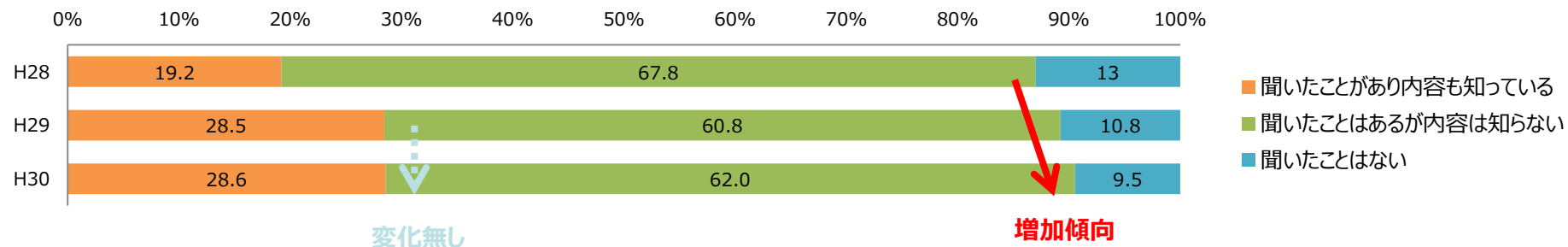
- 大型車の通行適正化に係る法令について、“聞いたことがある”回答者は年々増加傾向にあり、**広報活動等の効果がみられる。**
- “聞いたことがあり内容も知っている”の変化は昨年から今年にかけて変化がないため、**内容を周知させる広報活動が課題である。**

【大型車の通行適正化に係る法令に係る知識】

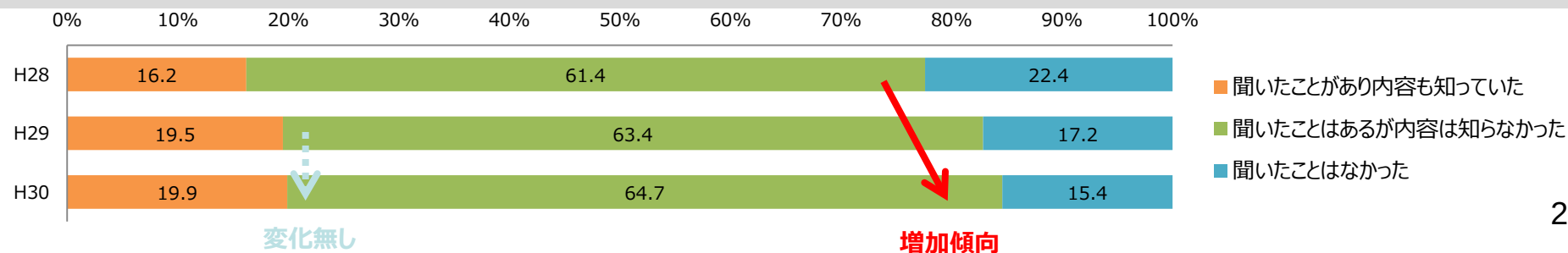
Q1. 車両に積める荷物の長さ・重さは法令で決められていることを知っていますか。



Q2. 道路を通行できる車両の長さ・重さは法令で決まっていることを知っていますか。



Q3. 車に積める荷物の長さ・重さ、道路を走れる車の長さ・重さなどは、それぞれの法律で規定されており、その数値が異なることを知っていましたか。



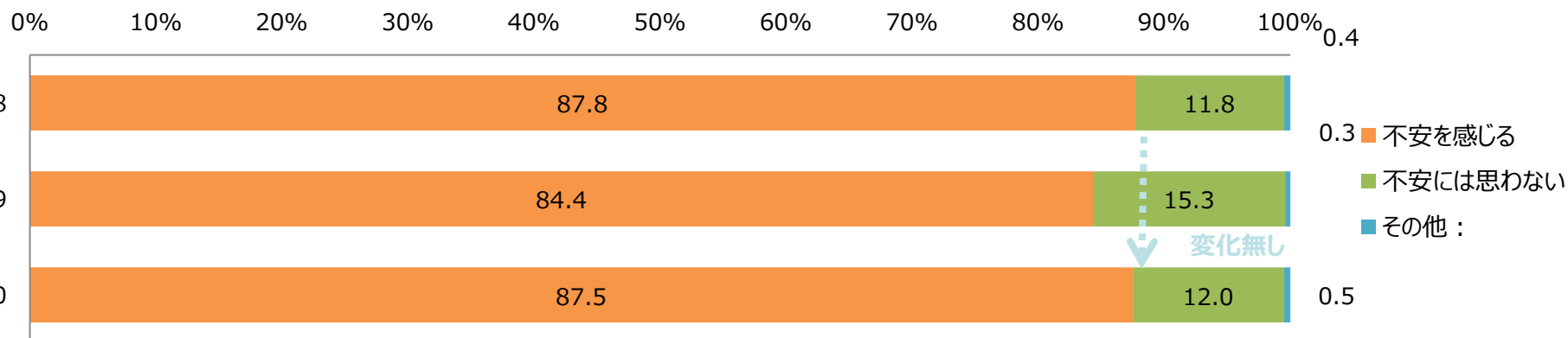
(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

- 道路構造物の老朽化に関わる知識について、過去3年間での変化は見られないが、「道路構造物の老朽化に不安を感じる人」がおよそ9割を占めており、**老朽化に対する不安を抱いている人が大半を占めている**

【道路構造物の老朽化に係る知識】

Q1. 全国の橋梁のうち、高度経済成長期に整備されたものが全体の約3割を占めるなど、道路構造物の高齢化が進行しています。

この現状に関するあなたの意見を教えてください。



▼ 自由記述



大きな災害が来ると言われている昨今、遅かれ早かれ道路施設の整備はしなくてはならないから、**交通量が多いところを優先的に治して**いって欲しい。



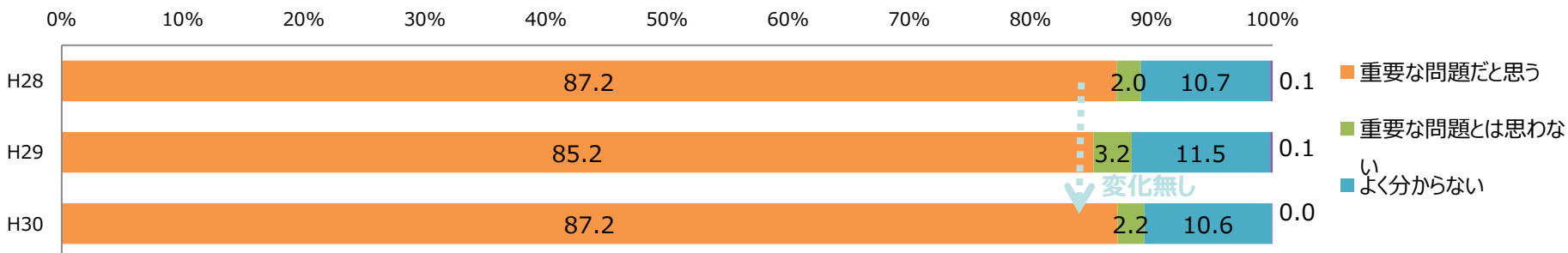
人間の高齢化が加速するのと同じように、道路も高齢化するので、**子孫のためにしっかりとこの問題に取り組まなければならない**と思う。

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

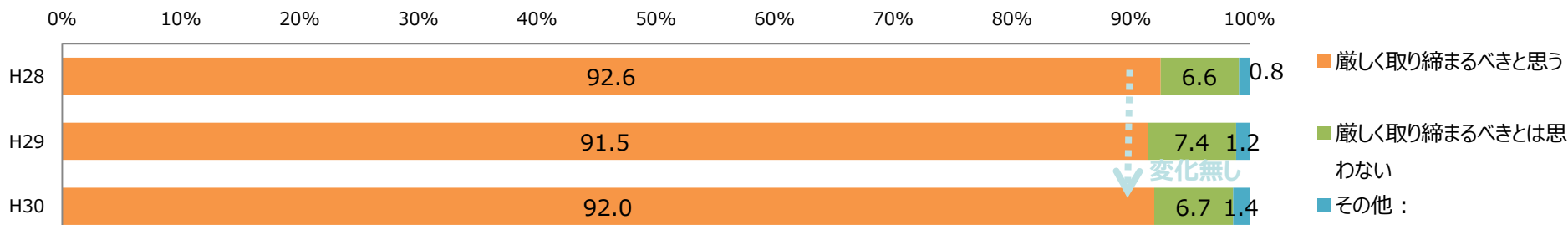
- 道路構造物に与える違反走行車両に係る意見について、過去3年間での意見の変化は見られないが、**違反車両に対する問題の重要性や厳しい取り締まりの必要性を感じている人が大半を占めている**

【道路構造物に与える違反走行車両の影響に係る意見】

Q. 1 違法な重量超過車の通行は、わずかな重量超過であっても、道路や橋の寿命を大きく縮めることが分かっている。ごく一部の違反車両が、道路を劣化させる主要因となっている事に関するあなたの意見



Q. 2 前問の違法重量超過車両への対応に関するあなたの意見



▼ 自由記述



運転手だけの責任ではなく、きちんと**指導や処罰**を徹底してほしい



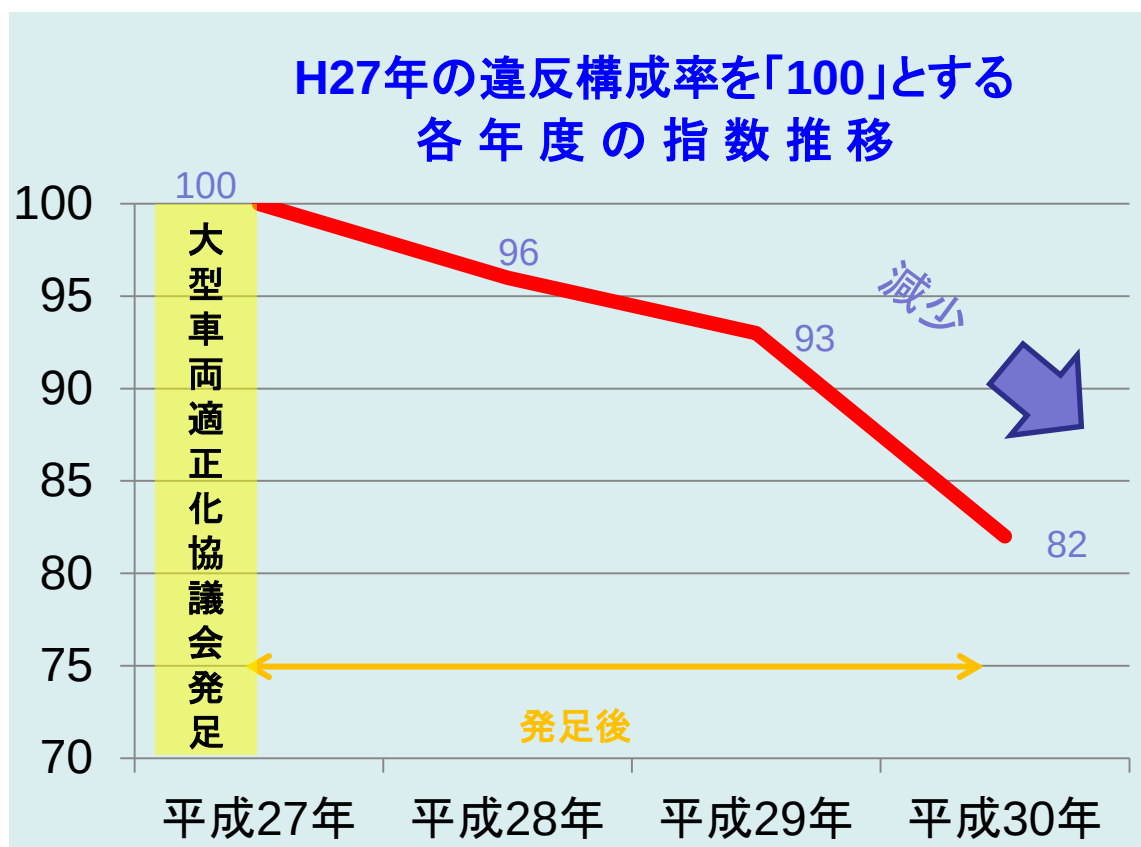
安全面において甚大な被害が出る恐れが強いので、**厳しく取り締ま**っていただきたいです

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

アンケート結果

- 認知度は年々増加傾向にあり、協議会活動に一定の効果が認められるため、今後も広報活動を継続
 - インフラの老朽化に関心度が高く、違法な重量超過車両に対し、厳しく取り締まるべきとの意見が 9 割を超えて続いている
- 
- ・効果的な取締り方法を検討し、公共事業違反ゼロPTの活動を強化
 - ・特殊車両許可期間の長期化による無許可走行を抑止
 - ・審査期間を短縮化させるPT活動を更に強化

- 違反構成率は着実に減少傾向がある
- 平成29年から減少率が顕著
- 取締りや各種広報活動等の効果が確実に認められる



連絡協議会発足
平成27年1月27日

指数による比較

平成27年度	100
平成28年度	96
平成29年度	93
平成30年度 (2月末)	82

減少

※ 違反構成率＝計測台数に対する違反台数の割合

（４）活動の効果測定（現地取締りの分析・違反構成）

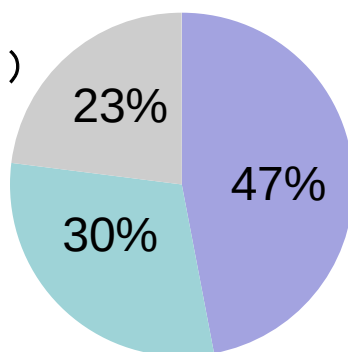
中部地域における現地取締り情勢

- 建設関連貨物が5割を超える
- 地域別では、中部地域の違反車両が減少した

平成29年度

○積荷別

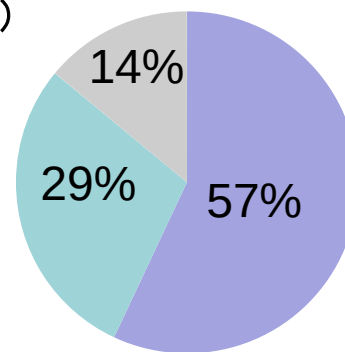
（12月～3月）



平成30年度

（4月～2月）

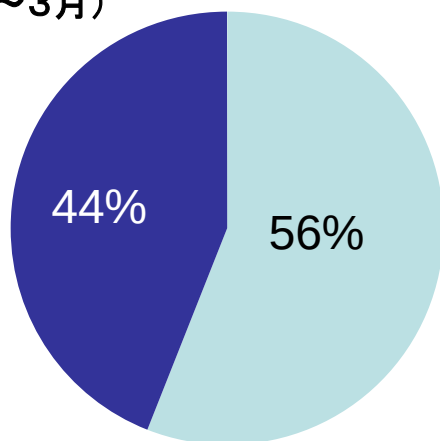
- 建設関連
- 生産関連
- 消費関連



- 建設関連
- 生産関連
- 消費関連

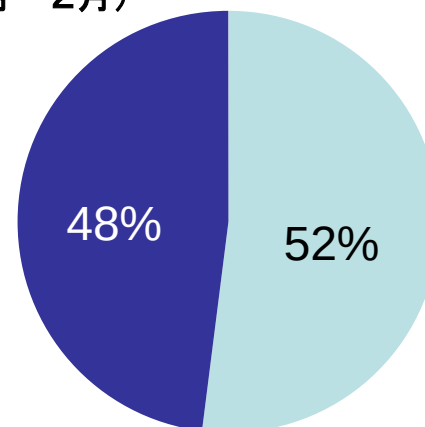
○地域別

（6月～3月）



- 中部地域
- 他県地域

（4月～2月）

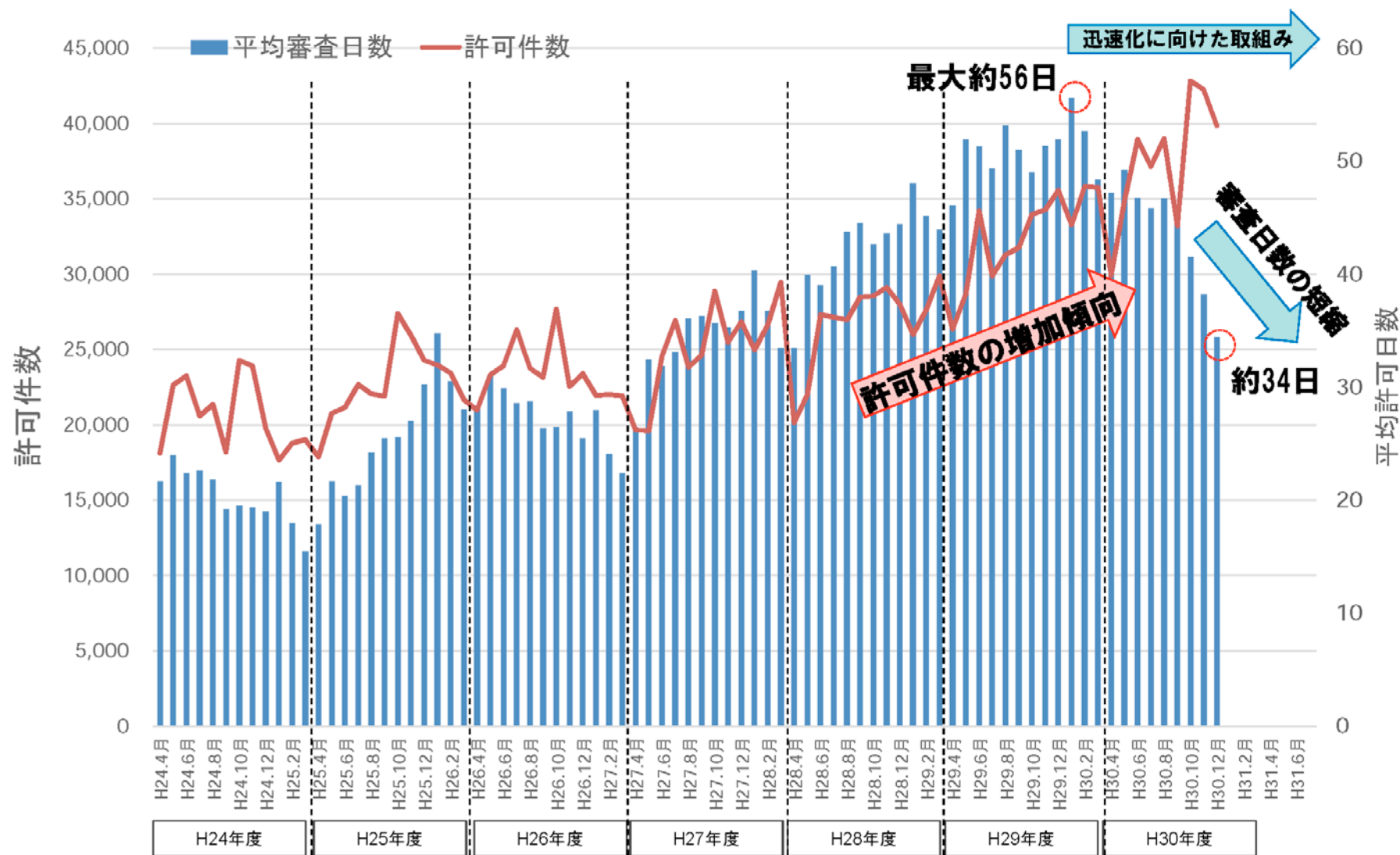


- 中部地域
- 他県地域

【中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡県）と他県ナンバーとの割合を示す】

(4) 活動の効果測定(審査の迅速化PTの取り組み)

特殊車両通行許可の審査日数の推移

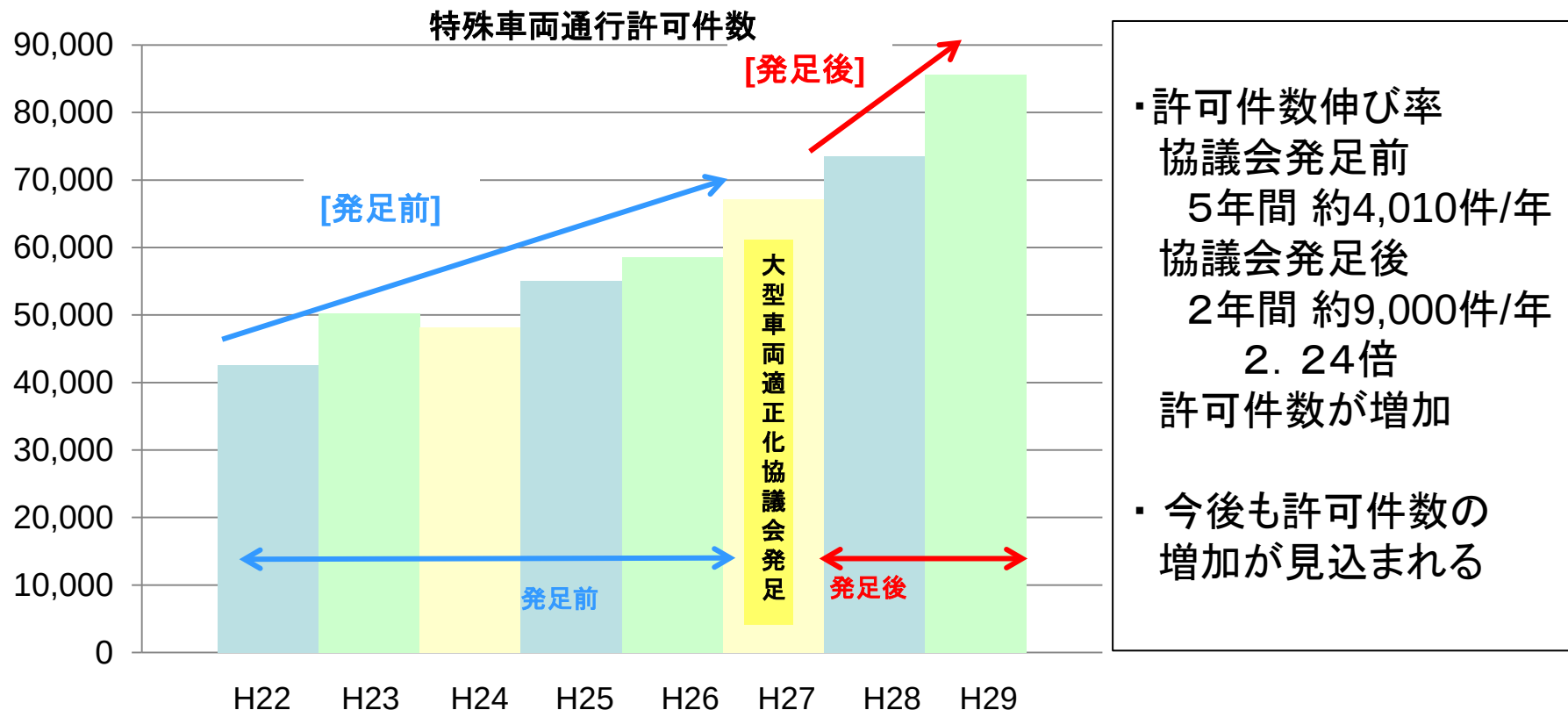


(4) 活動の効果測定（特殊車両許可件数の推移）

特殊車両通行許可件数の推移

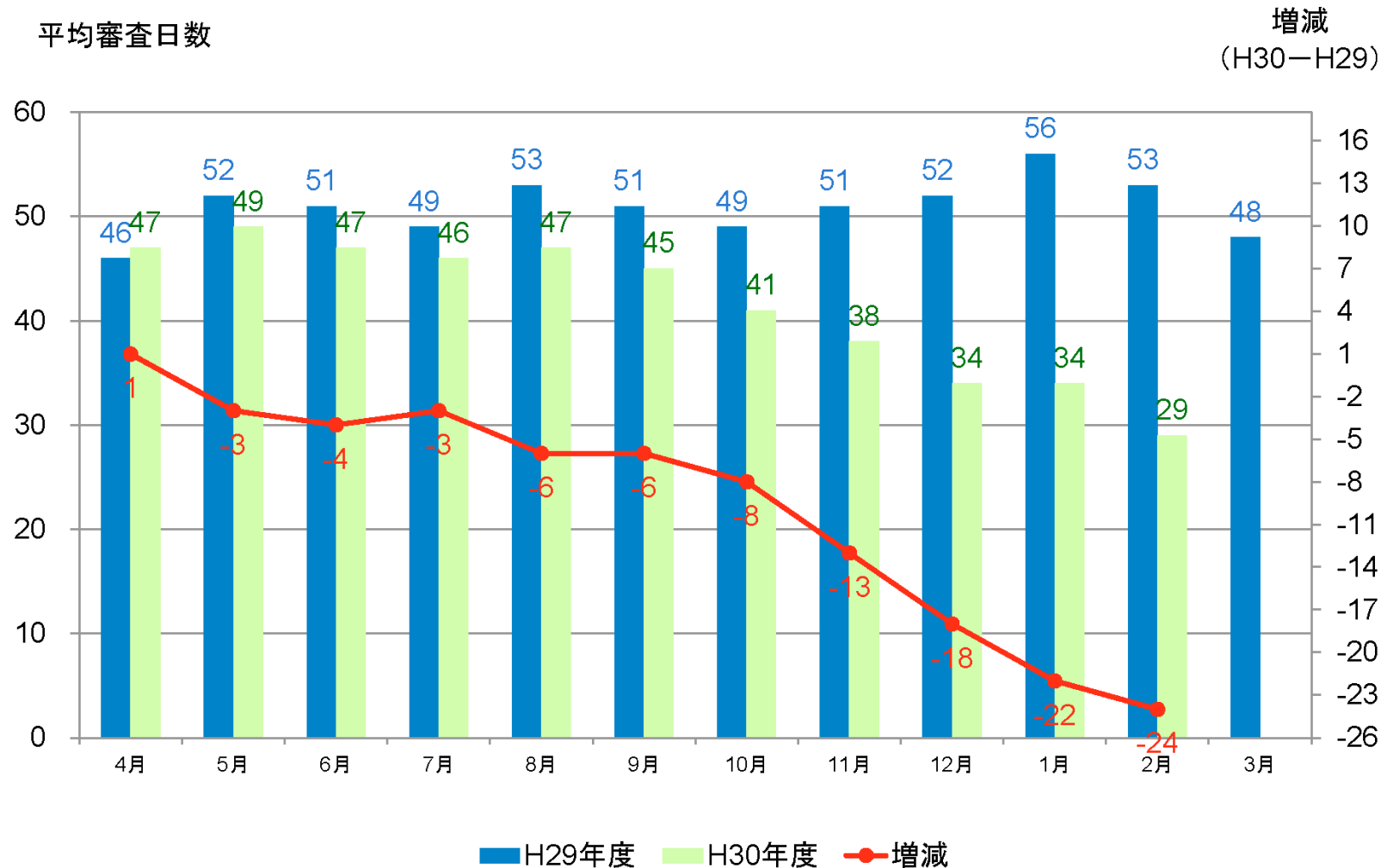
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
許可件数	42,581	50,205	48,229	54,982	58,621	67,190	73,509	85,681	480,998

- 協議会発足前(5年間)より協議会発足後(2年間)では許可件数の、伸び率が約2倍
- 協議会における街頭PR活動、講習会等の広報活動や現地取締り活動の効果



審査の迅速化PTの取り組みにおける効果

平均審査日数の同月比較



資料2

平成31年度活動方針(案)

- (1) 広報計画
- (2) 現地取締りの推進
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 今後の協議会運営

(1) 広報計画(各委員の取り組み計画)

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
4月			・取締り実施結果ツイッター（通年） （中部地方整備局・国道事務所）
5月	・海コン街頭取締り（愛知県トラック協会） ・春の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布（ネクスコ名古屋）	・特殊車両通行許可手続き説明会 （三重・静岡県トラック協会） ・初任者向け研修会（愛知県）	・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出 （名古屋高速公社）（通年）
6月		・全ト協特車講習（TV講習）＜初・中級＞ 制度概要（岐阜・三重県トラック協会） ・便覧収録作業研修会（愛知県）	・過積載防止啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板 にて違反防止の提示 （ネクスコ中日本名古屋）（通年）
7月	・夏の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ネックスプラザフェスティバル ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの 配布（ネクスコ名古屋）	・車限令違反者講習会（毎月実施予定） （ネクスコ名古屋）	・HP掲載（静岡県）（通年・随時）
8月	・道路ふれあい月間「道の日」イベント （静岡県）	・特車講習会（愛知県トラック協会） ・全ト協特車講習（TV講習）＜初・中級＞ オンライン申請（岐阜・三重・静岡県トラ協会）	・建設新聞広報掲載 静岡県道路利用者会議 （静岡県） ・道路ふれあい月間に合わせ、特車窓口でリーフ レットの配布（名古屋市）
9月	・秋の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの 配布（ネクスコ名古屋）	・特車講習会（愛知県トラック協会）	・HPへの掲載（ネクスコ名古屋）（通年）
10月		・道路情報便覧収促進勉強会・三河地区 （愛知県）	・交通安全環境フェア（愛知県トラック協会） ・メルマガ・HPへの掲載（中部経済連合会）
11月	・海コン街頭取締り（愛知県トラック協会）		
12月	・年末の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの 配布（ネクスコ名古屋）	・全ト協特車講習（TV講習）制度改正周知 説明会（岐阜・三重・静岡県トラ協会）	
1月		・トラック事業共同組合講習会（ネクスコ）	
2月	・過積載防止啓発チラシ配布（運送/荷主対象） （三重県トラック協会）		
3月		・特車車両講習会（静岡県トラック協会）	・電光掲示板「過積載防止」啓発（浜松市）

(1) 広報活動 新聞広告、自治体広報誌の活用

- 自治体広報誌等の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
 - ⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を検討
 - ⇒ 新聞広告 ～ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

荷主のみならず！無理なお願いしていませんか？
『積める重さ』と『積んで通行できる重さ』は違います！

基準を超えて車両を通行させようとする場合には、道路管理者から『特殊車両通行許可』を受ける必要があります。

積んでしまうと、通行できる重さを超えてしまう...
あれも一緒にお願い、まだ最大積載量まで積んでないでしょ？

詳しくは、

道路運送車両法
「積める重さ」とは車両が安全に走行するために積載できる限度の重さ（最大積載量）のことです。

道路法
「積んで通行できる重さ」とは橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐために定められた重量制限値となります。

※橋などの構造物によっては最大積載量まで積むことが出来ません。

25t 車両総重量 20t 重量制限

例えば、重量制限20tの橋を車両総重量25tの車は通行できません。

乗車定員
最大積載量
車両重量
車両総重量

これらの数値は車検証に記載されています。

お問合せ先 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
中部地方整備局 道路部交通対策課(事務局) TEL: 052-953-8178

各種広報誌等

道路も車両も大切なパートナー

適正重量を守って通行しましょう

道路運送車両法 ～車両を守るためのルール～

『積める重さ』 = 最大積載量

◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。

◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + 最大積載量
(これらの数値は車検証に記載されています。)

乗車定員
最大積載量
車両重量
車両総重量

25t

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

道路法 ～道路を守るためのルール～

『運べる重さ』

橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。
通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

車両総重量 25t

橋の重量制限 20t

例えば
橋の重量制限が20トンの場合、
車両総重量が20トンを
超える車は通行できません。

道路の劣化を防ぐため基準を超える車両の走行には許可が必要です

車両に「積める重さ」と道路を「通れる重さ」は違います

道路運送車両法 ～車両を守るためのルール～
車両に「積める重さ」を規定

「積める重さ」は、車両が安全に走行するために積載できる限度の重さです。

乗車定員
最大積載量
車両重量
車両総重量

これらの数値は車検証に記載されています。

道路法(車両制限令) ～道路を守るためのルール～
道路を「通れる重さ」を規定

「通れる重さ」は橋などの道路を守るため重量制限値を決めています。

橋によっては最大積載量まで積んで走ることができません

25t 車両総重量 20t 重量制限

この橋は、20tを超える重さの車は通行できません。

道路交通法 ～交通の安全と円滑を守るためのルール～

道路における危険を防止するために過積載を防ぐための決まりがあります。

特殊車両通行許可制度について詳しくは
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
(上のアドレスからアクセスできます)

コードリーダーはこちらから

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

新聞広告

チラシ

道info 中部の道 総合インフォメーション

国土交通省中部地方整備局 道路部

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

 株式会社鈴与カーゴネット浜松

運行管理者による特発車両の通正運行に対する取組と、荷主に対する大型車通正化への選抜等の申し入れ

[経営の概観](#) [情報の共有](#) [荷主への対応](#)

4

第2期 好取組事例の公募企業名簿

No	支部	事業者名	確認の徹底 A	教育強化 B	情報の共有 C	荷主への対応 D	その他 E	備考
1	愛知	駒運輸機工	☐	☐	☐			
2	岐阜	平野重機	☐			☐	☐	
3	岐阜	安八重機	☐	☐	☐	☐		
4	静岡	トヨタ輸送（東富士）	☐	☐				
5	静岡	ダイコー商運	☐	☐	☐		☐	
6	静岡	清水飼料運送	☐	☐	☐			
□は該当するカテゴリー								

ホームページ掲載企業（累計）

愛知県トラック協会	4	岐阜県トラック協会	2	三重県トラック協会	1	静岡県トラック協会	7
大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会							
14 企業							

特殊車両の適正運行の促進 好事例

- ☒ 確認の徹底(A) ☒ 教育強化(B) ☒ 情報の共有(C) ☐ 荷主への対応(D) ☐ その他(E)

駒運輸機工 株式会社

～コンプライアンスなくして安全なし
 安全なくして会社の存続なし～



会 社 概 要

駒運輸機工株式会社は、長谷川企業機構の運輸部門を担当し、重量構造物から特殊貨物まで、あらゆる運送のプロフェッショナルとして多様化するニーズに対応しています。

取 組 概 要



事例① 特車専属スタッフの事前運行ルート調査の徹底と調査結果に基づく安全運行の確保(A)

6ヶ月前を目的に運行ルートの道路を实地踏査して自分たちの「目」で確認し、その調査結果を基に特車専属スタッフと協議して、より安全により効果的なルートをチームで選択し「安全」と「法令遵守」を徹底している。

事例② 出発前点検の確実な履行(A)

運行管理者と特車ドライバーの両者による出発前点検において、積載物の長さ、幅、高さをスケールを用いて確実に計測して許可証の寸法に違反していないかを確認後、ドライバー自らの手で固縛状況を必須で確認させている。

事例③ 運行管理者、運転手、配車スタッフによる出発前会議の実施(A・C)

出発前会議においては、特車許可証内容の確認をする他ドライバーリーダーの画像を基に運転手に危険箇所や要注意事項等の周知徹底を図っている。

事例④ 安全会議におけるコンプライアンス及び労務教育の徹底(A・B)

年6回(隔月)開催する安全会議内にて特殊車両通行許可制度についてや警察官OBによる交通事故の事例等を基にコンプライアンス教養や安全運転診断レポート検証による社内ランキングを公表し、社員の意識向上を図っている。また社員の体調管理について対面点呼、検診結果の追跡治療促進、インフルエンザ等感染予防策も講じている



取組① 現場確認レポート検討状況

取組③ 出発前会議の打合せ状況

取組④ 安全会議の状況

特殊車両の適正運行の促進 好事例

☒ 確認の徹底(A) ☐ 教育強化(B) ☐ 情報の共有(C) ☒ 荷主への対応(D) ☒ その他(E)

株式会社 平野重機



運行前の確実な確認と荷主と連携した遵奉対策

会社概要

飛騨高山で平成6年に「重機運送事業」からスタートし、現在は一般貨物自動車運送のほかに、ユニットハウスのレンタル・販売、溶接（板金）修理、敷鉄板曲がり修理、除雪作業なども行っています。
各業務については「安全第一」を最重視と考えて行っております。

取組概要



事例① 運行前のルート確認及び運行条件の確認と指示(A)

運行管理者と特車担当ドライバーにて、特車の運行が適正に行われるように特車通行許可証を出発前に直接確認して、運行経路・運行条件の内容等を再確認し、ドライバーに対して特車制度の法令遵守を指導している。

事例② 誘導車との事前打ち合わせの徹底(A)

運行管理者は、特車担当ドライバーと誘導車のドライバーに対して、出発する前の事前打ち合わせを徹底することとで、誘導車が配置していることを確認するほか、運行中に一般車両の妨げにならないよう配慮した運転についても指示を与え交通事故防止にも努めている。

事例③ 積載物の寸法や重量の確認(A)

積載物については、寸法及び重量を各メーカーカタログにて確認しているほか、出発前に実際の積載状況を運転手と誘導車2名にて高さ、幅、長さの確認と固縛に問題ないか確認後運行させている。

事例④ 荷主との事前打ち合わせによる信頼関係の醸成(D)

荷主の発注者から事前に、荷下ろし先の場所を指示頂き、ルート等を含めた協議を実施していることから、信頼関係を確立し良好な関係を保っている。

事例⑤ 通行経路途中での休憩場所や交差点等の分かる写真撮影に心掛けている(E)

運行条件にC、D条件がある場合は、運行終了後にタコグラフィの提出と、出発地、通行経路途中における休憩地点、目的地の運行姿写真を保存することを徹底している。



取組④ 荷主との打ち合わせ状況

関連サイト 株式会社 平野重機HP



取組⑤ 誘導車両・夜間走行の状況



取組⑤ 夜間における運行姿の状況

(1) 広報活動 好取組の共有による大型車両適正化の促進

特殊車両の適正運行の促進 好事例

- ☒ 確認の徹底(A) ☒ 教育強化(B) ☒ 情報の共有(C) ☒ 荷主への対応(D) ☐ その他(E)

有限会社 安八重機

有限会社 安八重機

発注者との相互確認による信頼関係の確立

会 社 概 要

建設現場へ機械・資材等の搬入・搬出を主な業務として営業し、その他には愛知県、岐阜県、三重県、静岡県をエリアとして東海地区においてユニット車によるクレーン作業も行います。



取 組 概 要

事例① 運行管理者による運行前の特車許可内容の確認 (A)

運行管理者が発前の点呼時において特殊車両の運転者に対し通行許可証を示し、本日の通行許可ルート等許可内容と条件について確実に確認させ、通行経路や条件に違反しないよう確認の徹底を行っている。

事例② 運行前の積載重量等の確認 (A)

特車運行に当たっては、運行前に積載重量を確認するほか、荷姿や固縛等についても必ず確認し、荷崩れ防止の措置を講じている。

事例③ 許可証の相互確認による情報共有 (C・D)

依頼業者（発注者）に対し、運行前の許可が下りた時点で特車通行許可証の写しをメールで送り、相互において許可内容を確認し共有することで、信頼関係を確立するとともに法令遵守の取組みを行っている。

事例④ 特車ドライバーへの安全教養 (B)

特殊車両を運転するドライバー全員を対象に毎年、年2回くらいの頻度において「安全会議」を実施し、特車車両通行許可制度を始め大型車両に起因する安全運転等に対する知識や技能の向上を図っている。



取組① 集発前点呼の状況



取組④ 安全会議の実施状況

特殊車両の適正運行の促進 好事例

☒ 確認の徹底 (A) ☒ 教育強化 (B) ☐ 情報の共有 (C) ☐ 荷主への対応 (D) ☐ その他 (E)

**トヨタ輸送株式会社
東富士営業所**



独自の「TLEP教育」を生かした、大型車の適正かつ安全に対する総合対策を実施

会 社 概 要

主にトヨタ自動車の工場で製造された新車を、各地点や販売店へ搬送しています。
陸上・海上の輸送手段を組み合せ総合物流ネットワークで、お客様のもとへ商品をお届けします。



取 組 概 要

事例① ヒヤリハットによる注意喚起(B)

トヨタ輸送 東日本営業部の関東グループ内（東富士、横浜、羽村、千葉）で発生するヒヤリハット事例を毎月抽出して、各事業所に展開して情報共有させるためヒヤリハット箇所を地図に掲載して「見える化」を図り、点呼等で注意喚起を促し「危険を防止する」という意識付けにより交通事故の絶無に努めている。

事例② TLEP教育（安全教育）の徹底と推進(B)

トヨタ輸送では、「TLEP教育」（ドライバー・物流教育プログラム）を特殊車両に対してはもちろん、全ドライバーに実施することで、安全に商品車を輸送する取組みを実践しているが、運行管理者は全ての新型車両導入に際しては、実車を使用して各ドライバーに、ハンドルの切れ方、死角等、車両の特性を実際に体験させる安全教育を実施させた上で、公道での運行を許可している。

事例③ 通行ルート確認の徹底 (A)

運行管理者はキャリアカー等特殊車両の運行にあたっては、出発前点呼を行う事前に、通行ルートの不可の確認や、通常時と道路状況や情勢の変化が無いことを特車PRサイトや道路情報センターで確実に確認しておき、迂回路が発生している場合においても、ドライバーが条件違反等にならないよう適切な指示を講じている。



取組① ヒヤリハットマップの状況

関連サイト トヨタ輸送株式会社 東富士営業所

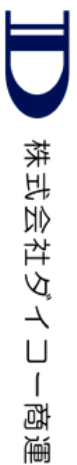
取組② TLEP教育の状況

取組③ TLEP教育の状況

特殊車両の適正運行の促進 好事例

- ☒ 確認の徹底(A)
 ☒ 教育強化(B)
 ☒ 情報の共有(C)
 ☐ 荷主への対応(D)
 ☒ その他(E)

株式会社 ダイコー商運



株式会社ダイコー商運

乗務員への指導教育、安全意識向上に向けての取り組み

会社概要

自動車輸送に特化した輸送会社として、静岡県浜松市を中心に5つの営業所を擁し、関東から中京圏を主体に活動している。
エコドライブ活動に精力的に取り組み、平成20年に「環境大臣賞」を平成23年に「省エネ対策トッパンナー大賞」を受賞。



取組概要

事例① 車輻制限令等について研修会で定期的に教育を徹底(B)

年2回開催する研修会においては、車輻制限令による特殊車輛の定義等知識習得から特殊車両運行許可制度や条件違反となる形態や積載量や長さ超過等について教育し、車輻制限令や道路交通法等を厳守するよう指導している。

事例② 車両運行管理システムとドライブレコーダーを全車に導入(A・B・C)

車両運行管理システム「みまもりくん」とドライブレコーダーを全車両に搭載し、乗務員ひとりひとりの運転を9項目で評価。毎月の結果を公開し、半年ごとに表彰すること、安全運転意識の向上を図っているほか、ヒヤリハットや事故事例などを協議・公示し教育している。

事例③ テレビCMの放送(E)

業界のイメージアップにつながるテレビCMを作成。

「プロの準備編」として、安全第一に業務に取り組む姿を放映し、社員の士気・安全意識の向上を図っている。

事例④ 出発時点検時に荷姿、緊締状況確認(A)

出発前点検において、積載物の長さ、高さをスツールを用いて計測し、許可証の寸法に違反していないかを確認している。また、緊締、固縛状況をドライバー自からの手で確認させている。



取組① ドライブ映像による検証状況

取組② 優秀ドライバーを表彰する状況

関連サイト [株式会社ダイコー商運](#)

取組③ テレビCMの撮影風景

特殊車両の適正運行の促進 好事例

☒ 確認の徹底(A) ☐ 教育強化(B) ☒ 情報の共有(C) ☐ 荷主への対応(D) ☐ その他(E)

清水飼料運送 有限会社



出発前の確実な重量測定を行う管理でドライバーとの信頼関係の確保

会 社 概 要

静岡県を中心として、畜産農家とメーカーに、専用のVTR車（飼料搬送車）で長年培った経験を基に、徹底的で安心できる配合飼料・粗飼料などを最適に輸送することに心掛けております。



取 組 概 要

事例① 特車通行許可証の確認、ルートの確認 (A・C)

運行管理者が出発前に費看場において、ドライバーに対して特殊車両通行許可証等の携帯書類を提示させることで許可証の不携帯を防止するとともに通行経路等についても確認を徹底し、各種条件違反の防止に努めている。

事例② 運行前の確実な重量計測 (A・C)

運行管理者は全ての車両を出発前に費看場において車両総重量を計測することで、積載物の重量が許可証に記載された許可値以下であることを確実に確認したうえでドライバーを出発させ、重量超過等の違反を発生させないよう管理を徹底している。

事例③ 社員教養の徹底 (B)

3ヶ月に1回の割合で定例会議を開催し、特車を運行させることから安全運転に対する教養を中心に、労務規則や特殊車両通行許可制度についても必要に応じて教養し、土日は完全休業とする等、働き方と生産性向上のバランス考えた社員教養を徹底している。



取組① 現場確認とルート検討状況



取組② 出発前の重量確認状況



取組③ 定例会議での教養状況

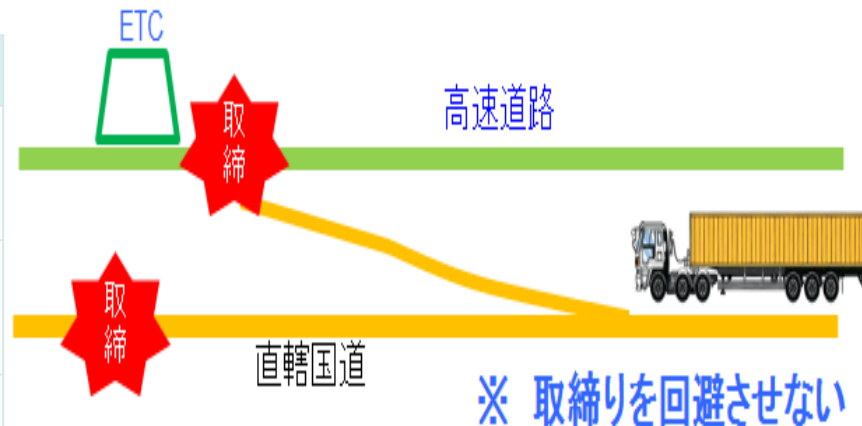
(2) 現地取締りの推進

より効果的な取締り活動の推進 「関連箇所取締り」

- ◇ 取締りにおける違反率の低下等、これまでの取り組みに一定の成果が認められている一方で、未だ違反通行車両は存在しており、今後も効果的な取締りを推進する必要がある。
- ◇ 一斉・合同取締りと個別取締りの長所を生かした「関連箇所取締り」を実践し、効果を上げる。

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果	・遊撃的な実施が困難 ・違反実態に即さない 可能性
個別取締り	・遊撃的な実施が可能 ・違反実態に即した 取締りが可能	・広報効果が限定 (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	・高い波及効果 ・違反実態に即した 取締りに近づく	・関係機関との調整



- 平成31年度の方針
各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、より効果の高い取締りを推進する。

(2) 現地取締りの推進

- 高速道路
車限隊による
特車取締り

連携



高速道路料金所での引き込みの状況



許可証の確認状況

関連箇所での取締りの推進

- 直轄国道等 特車取締り



計測・採寸の状況



直轄国道での引き込みの状況



軽減措置の状況

契約書面等への大型車両適正化通行に関する「許可取得義務」「通行状況確認義務」記載状況表

	NEXCO 東京支店	NEXCO 名古屋支店	名古屋高速	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	名古屋市	静岡市	浜松市	中部地整
許可取得義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通行状況確認義務	○	○	△	○	▽	○	○	△	△	△	○
凡例	○=実施済み △=実施に向けて検討中 ▽=通行状況確認の事務連絡は発出しているが契約書等への記載が無し										

(※ 平成30年10月末現在)

国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ～抜粋～

6. 通行許可

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検の実施

- 公共工事に対する現場点検実施 平成31年2月末現在
- 実施済機関：ネクソ名古屋支社、ネクソ東京支社、静岡県、中部地方整備局
- 平成31年度は、公共事業違反ゼロPTの全機関において実施を検討



●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検口		
各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。			
確認項目	回答欄		
1. 施工計画書の確認			
1) 建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両（以下、特車）の有無が記載されているかを確認する。			
①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある			
②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある			
2) 特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。			
①対応方針（法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等）の記載がある			
3) 運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度（資機材ごと）が記載されているかを確認する。			
①運搬計画に必要な項目（追特記載項目）が整理されている			
②整理した項目に対して、確認方法が記載されている			
③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている			
【整理すべき項目】			
・項目毎に、有・無を確認する			
・一部でも確認できない場合は「無」とする			
項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1) 建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2〜3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2) 運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬（予定）日が許可証の有効期間内である	
3) 運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行（運搬）方法の確認	
1) 運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である（トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認）	
②積載重量と車両重量（自重＋乗員）の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2) 運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（起終点のみは不可）	
3) 運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3) 運搬条件が許可証に記載された条件（誘導車、夜間）で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

裏面へ続く

(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

1 現状(審査日数)

審査の協議有無	平均の最大値	直近(H31.1)	(参考)H23年度
直轄のみ(協議なし)	26.8日(H30.1)	10.8日	10.1日
直轄・自治体(協議あり)	67.3日(H30.1)	41.5日	22.6日

同水準

(全国平均値)

2 更なる迅速化の取り組み

- PTを通じて、自治体の審査の迅速化支援を加速
- 協議が長期化、協議件数が多い団体



(審査マニュアルの提供・審査要領等)

☆ 重点的かつ緊急的に具体的な対策を講じる

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなっています。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立するものです。

2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

1) ステップ1

- ・ 連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・ 情報及び課題共有、適正化にむけた広報戦略の検討

2) ステップ2

- ・ 適正化に向けた連携した広報の実施
- ・ 連携した違反車両の取り締まり実施

3) ステップ3

- ・ 連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・ 国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

概要

全国の整備局初め取組として、道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車への対策が急務であったことから、大型車両の適正かつ安全な走行に向けて、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換等を行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日に設立しました。



「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」の状況

■ 協議会構成員

○ 関係企業団体

- ・ 東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所)
- ・ 一般社団法人 中部経済連合会
- ・ 一般社団法人愛知県トラック協会
- ・ 一般社団法人岐阜県トラック協会
- ・ 一般社団法人三重県トラック協会
- ・ 一般社団法人静岡県トラック協会

○ 公安委員会

- ・ 愛知県警察本部
- ・ 岐阜県警察本部
- ・ 三重県警察本部
- ・ 静岡県警察本部

○ 道路管理者及び関係行政機関

- ・ 国土交通省 中部地方整備局
- ・ 国土交通省 中部運輸局
- ・ 愛知県
- ・ 岐阜県
- ・ 三重県
- ・ 静岡県
- ・ 名古屋市
- ・ 静岡市
- ・ 浜松市
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 名古屋高速道路公社

(参加 21団体)

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

ステップ3

(年1回程度)

広く社会向け
広報展開

継続的かつ主体的な取り組み

広報活動
(継続)

- 街頭PR
- 講習会
- 媒体活用

・協議会
全体

「好事例」の共有
大型車の適正化
(随時)

- 「好事例」
 - ・公募
 - ・選考委員会
- (年2回)

・トラック協会
・中部地整

公共事業
違反ゼロPT
(随時)

- 現場点検
- 一斉取締り
- 関連箇所による取締り
- 自治体における活動

・道路管理者
・警察

審査の迅速化PT
(随時)

- 審査の迅速化
各種対策

・道路管理者
・関係行政機関

資料3

その他

(1) 話題提供

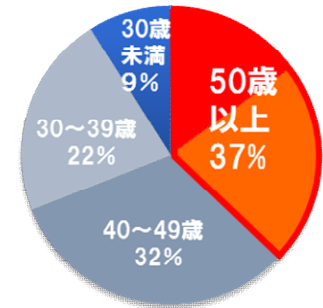
(2) 今後の予定

ダブル連結トラックの概要

現状：トラック輸送は、深刻なドライバー不足が進行（約4割が50歳以上）



- 民間からの提案や将来の自動運転・隊列走行も見据え、特車許可基準を緩和し、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の導入を図り、トラック輸送の省人化を促進
- 実験状況を踏まえ、トラックの隊列走行についてインフラ面での事業環境の整備を検討



現在 通常の大型トラック



← 約12m →

今後 ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



← →

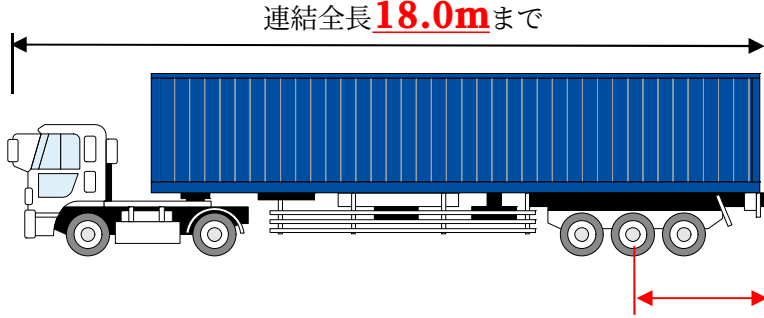
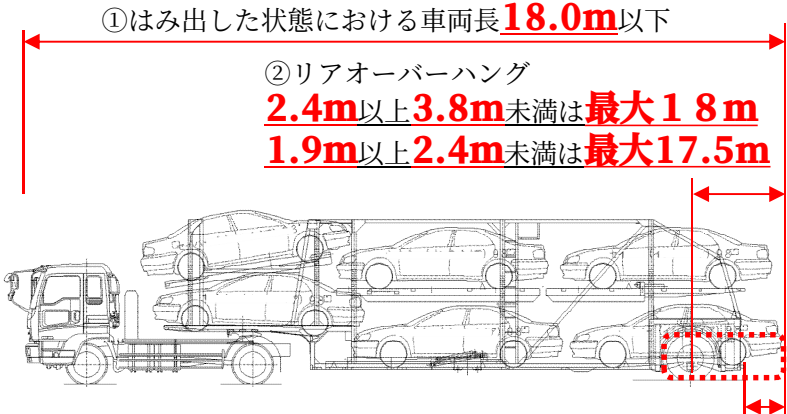
特車許可基準の車両長を緩和
(現行の21mから最大で25mへの緩和)



平成31年1月29日より新東名を中心に本格導入

自動車運搬用セミトレーラ連結車の基準緩和の概要

- 積載物（自動車）をはみ出して運搬するなど自動車運搬用車両の特性を踏まえ、生産性の向上や働き方改革に資するよう、これまでのコンテナ運搬用車両等を想定した基準に加え、自動車運搬用車両を対象とする新たな基準を設定

現行の規定	【新設】自動車運搬用車両の規定
 連結全長 18.0m まで ※リアオーバーハングとは (後軸の旋回中心から車両後端まで) 特例8車種のセミトレーラ連結車 17m 被けん引車のリアオーバーハングが 3.2mから3.8mまでの車両にあっては17.5m 3.8mから4.2mまでの車両にあっては18m ※特例8車種 ①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用 ⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型	 ①はみ出した状態における車両長 18.0m 以下 ②リアオーバーハング 2.4m以上3.8m未満は最大18m 1.9m以上2.4m未満は最大17.5m ③はみ出し長さ 1.0m 以下 積載物をはみ出して積載する場合にあたっては、積載物のはみ出し長さが1.0m以内の場合、 リアオーバーハング（積載物含む）が 2.4m以上3.8m未満の車両にあっては18m 1.9m以上2.4m未満の車両にあっては17.5m

平成31年1月29日より基準を緩和

特車通行許可制度における取組みと今後の方向性

これまでの主な取組み

<審査の迅速化>

- (1) 自動審査が可能となる電子データの整備による国による一括審査を推進 (H29.4～)
- (2) 審査内容の簡素化 (H30.1～)
- (3) 関係機関への働きかけ
 - ・自治体審査の迅速化 (H30.5～)
地方整備局において自治体とプロジェクトチームを立ち上げ、支援
 - ・重複申請の防止 (H30.3)
全日本トラック協会に対して、重複申請の防止を要請

<過積載対策>

- 荷主対策 (H29.12～試行)

当面の取組み

<審査の迅速化>

- 許可期間の延長、○電子データの収集の加速 等

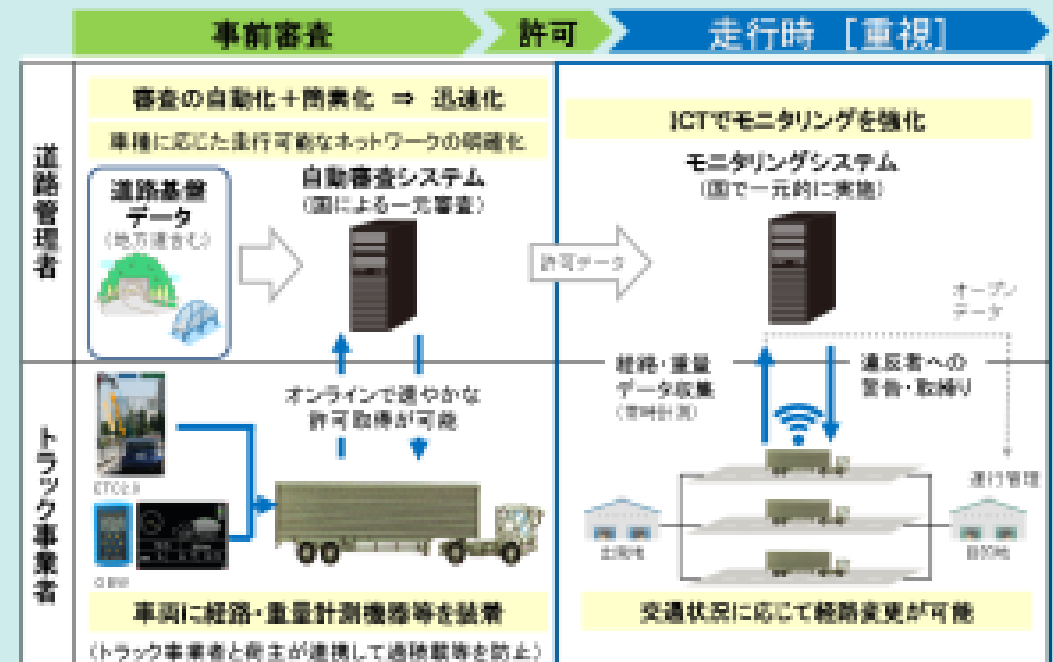
<過積載対策>

- 荷主対策 (本格導入)

今後の方向性

「入口重視（事前審査）」から、許可後の「ICTによる走行確認を重視（事後重視）」する枠組に転換

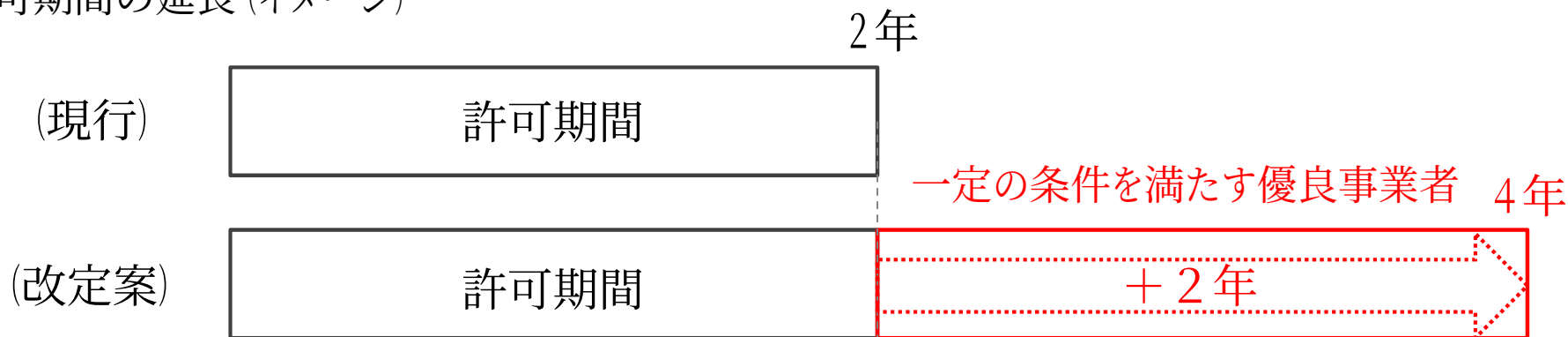
特車通行許可制度の今後のイメージ



許可期間の延長 (案)

- 許可期間のみを延長する更新申請において、不許可となることが極めて少ない実態も踏まえ、優良な事業者を対象に許可の有効期間を2年から4年に延長
- この結果、事業者における許可の申請の事務負担が軽減されるとともに、申請件数 (総数) の減少により許可事務の迅速化にも寄与

○許可期間の延長 (イメージ)



※ 超重量・超寸法の車両 (例. セミトレーラ連結車の長さが17mを超えるものなど) の場合は、現行の1年から2年に延長

○対象となる事業者 (案) : 以下の条件を全て満たす事業者

- ① 過去2年※で特車通行許可違反に係る警告等なし (警告等を受けた事業者: 約1割)

※ 今後、2年を超える期間で許可を受けた事業者は、当該期間が対象

- ② ETC2.0車載器の装着・登録 (中型車以上のETC2.0利用率: 約5割 (利用台数ベース))
- ③ Gマーク (安全性優良事業所) 認定あり (事業者の約3割)

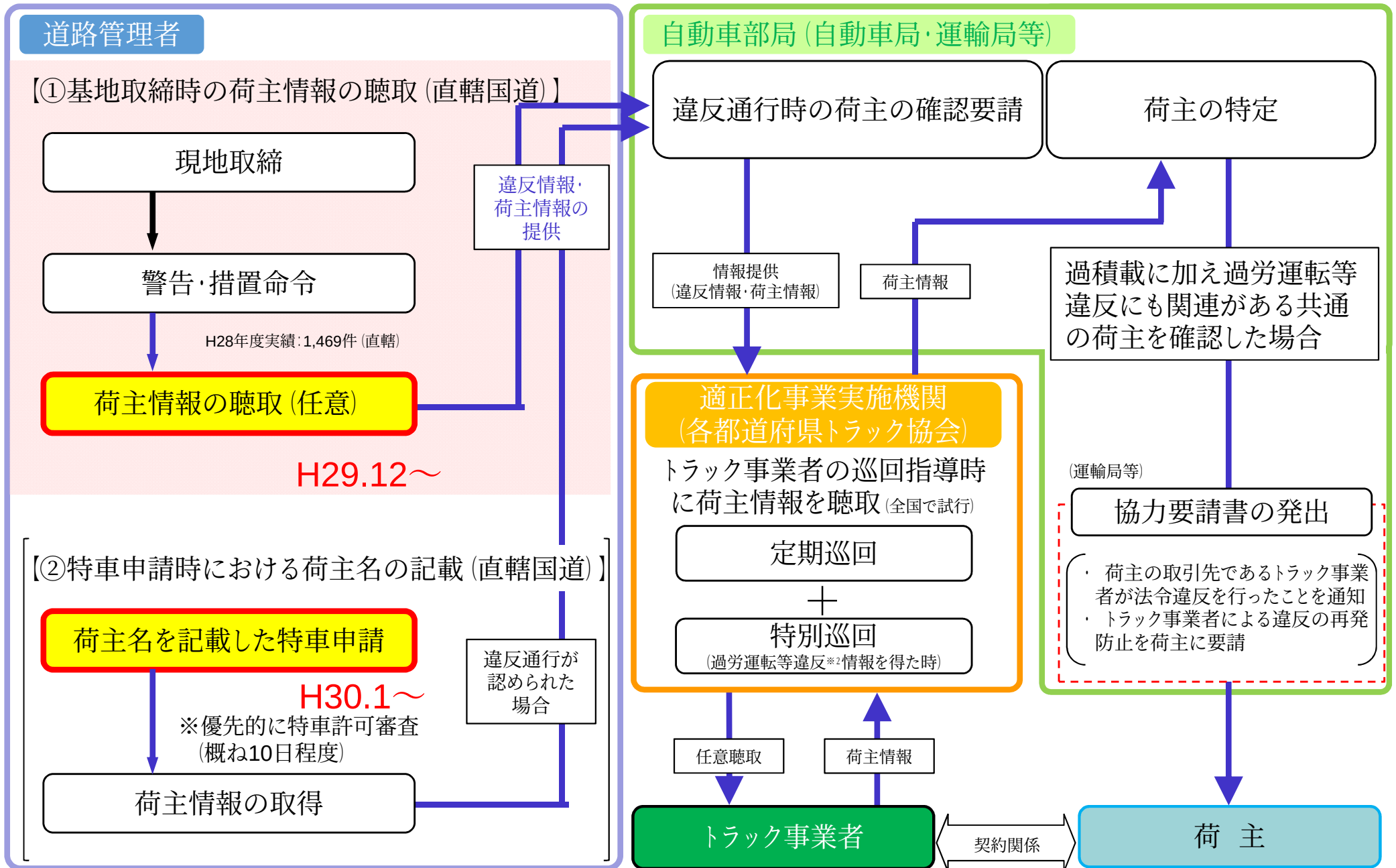
○現行の許可保有者への対応

上記条件を全て満たせば、現行の許可期間に2年を追加した期間まで通行を認める

○スケジュール

H30年度中 通達の改正、システム改修
H31.4 運用開始

過積載車両の荷主対策



※1 青時箇所は、今回の試行に伴い、道路管理者による情報の取得又は自動車部局による情報の活用が強化されるプロセスである。

※2 乗務時間等告示違反

過積載車両の荷主対策

- 過積載の荷主対策について、道路管理者による現地取締りや事業者への直接聴取等において、荷主情報をより聴取できるようにするなど、荷主への要請につながる運用の改善を図ったうえで本格導入を図る。
- また、許可申請書への荷主名の記載について、荷主名を記載した事業者では違反が確認されなかった一方、荷主が固定されていない場合等の対応について検討が必要であることから、試行を継続し、改善案を検討する。

■現地取締りでの違反者からの荷主名の聴取と違反情報をもとにした荷主への要請等

(集計期間: H29.12.12～H30.9末)

現地取締りで収集した違反情報		違反情報による状況確認・要請	
違反台数	聴取した荷主情報	特別巡回 (トラック協会)	荷主への要請 (運輸局等)
640台	28台 (4.4%)	3件	0件

■許可申請書への荷主名の記載

集計期間: H30.1.16～H30.2.28 (北海道)
H30.10.29～H30.12.24 (全国)

全申請 件数	荷主名記載	
		うち違反実績
94,269	61件 (0.07%)	0件

要因

荷主情報が得られなかった主な理由

- 運転手が荷主名を知らない
- 守秘義務がある
- 会社に確認する必要がある

実績が少ない理由

- 過労運転等違反にも関連がある場合に限定
- 荷主の特定が困難

対応

- 関係する業界団体や運送業団体へ周知

※ 過積載の多い荷主の業種や積荷については、継続的に把握

- 運用の改善

- ・ 過労運転等違反に限定しない
- ・ 巡回指導により得られた情報をもとに荷主を特定するための運輸局等による事業者への直接聴取

運用の改善を講じたうえで本格導入

荷主名の記載にあたっての主な課題

- 荷主が固定していない
- 荷主の了解に時間を要する
- インセンティブ (優先審査) について、現状の対象 (協議無のものに限る) ではメリットがないなど

試行を継続
(荷主が固定していないことなどへの対応を検討)

(参考) 安全性優良事業所認定制度 (Gマーク制度)

○ 目的

利用者 (荷主) が安全性の高い運送事業者を選定するための環境整備を図るため、運送事業者の安全性を評価し、公表する制度

○ 開始時期

平成15年度

○ 認定機関

公益社団法人全日本トラック協会
(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関)



○ 審査 (評価) 項目

- ・ 安全性に対する法令の遵守状況
- ・ 事故や違反の状況
- ・ 安全性に対する取組の積極性

○ 有効期間

2年 (新規)、3年 (初回更新)、4年 (2回目以降更新)

○ 認定事業所数

25,343事業所 (平成30年12月現在)
※ 全事業所数の30%

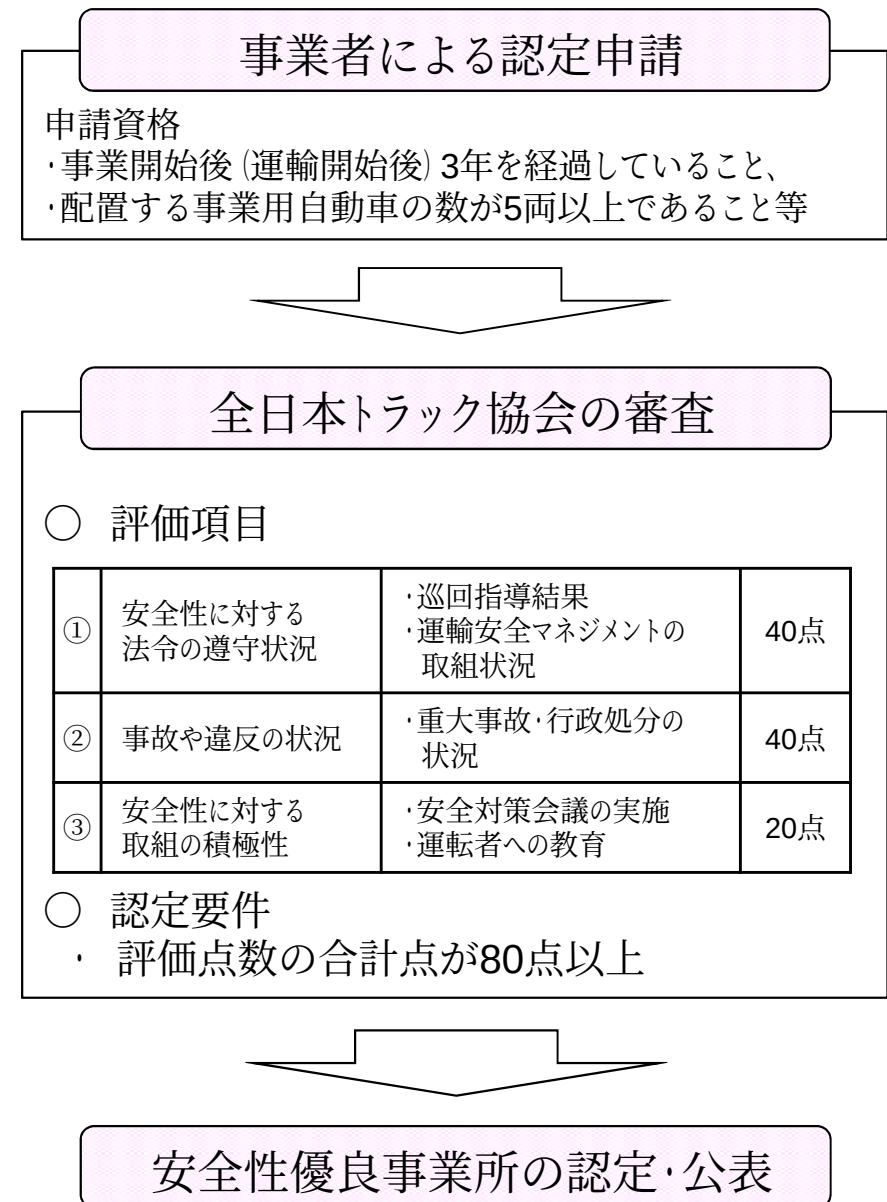


図. Gマークの認定手続き

よくある申請書の不備の事例



本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ 小 中 大

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。



※推奨パソコン環境について

**よくある!?
間違い事例集**

既に利用されている方 (ユーザーID・パスワードが必要です)

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

申請データを提出する
(査定状況照会・許可証受取はこちら)

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。



大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路の箇所が確認できます。

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

全国の未収録道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可制度について

システム利用契約
初めにお読みください

特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について

代理申請について

各種ダウンロード
操作マニュアル、オフラインツール、他

メンテナンス情報

こちらから



メニュー

トップページ

申請者の皆様へのお願い

効率的な申請方法の周知

特車PRサイト説明文

- (1) 道路法以外の各法（道路交通法や道路運送車両法（保安基準）など）との適法性については、特殊車両通行許可審査の対象外です。**申請者ご自身で確認をお願いします。**
- (2) 基本的に申請された内容に基づき確認を実施します。**申請内容に誤りが無きよう、適正な申請をお願いします。**
- (3) 協議先の道路管理者から直接申請者へ問合せの連絡が入ることがあります。**申請内容の説明など、協議先の道路管理者への問合せ対応をお願いします。**

適正な申請がなされていない場合

- 車両の重量や積荷の寸法等、十分に確認せずに申請すると、**本来の車両諸元とは異なる許可証が交付されるおそれがあります。**また、その許可証に基づき車両を通行させ、**車両諸元が許可値を超過すれば、違反**となります。
- **申請経路に不足があれば**、出発地・目的地につながる経路を含む許可証を取得できず、**通行目的を達成できなくなります。**

※特に不備が多い「通行経路」の事例を次ページ以降で紹介しますので、参考にしてください。

【問題点】

・「デジタル地図経路」「交差点番号入力」で経路を作成すると、「未収録路線」や「不明」と表示されていても経路の作成が可能。そのまま申請されると、路線名が「未収録路線」とだけ表示されているため、通行経路の確認や差戻しに時間を要します。

特車PRサイトから可
く次ページ参照>

【申請時の留意点】

- ・ 路線名称を手入力し、経路上の全ての路線名を埋めて下さい。
(例：〇〇町道□号線(未収録路線) など)

路線名は、当該道路管理者に電話やFAX等で尋ねる方法や住宅地図、インターネット等で調べる方法があります。

デジタル地図経路[画面例]



The screenshot shows the 'デジタル地図経路' (Digital Map Route) application interface. A map displays a route with several segments. Annotations include:

- A red circle around the '未収録路線' (Unrecorded Route) label in the left sidebar, with a red arrow pointing to it and the text: 「未収録路線」をクリックします。
- A red circle around the '未収録路線名称編集' (Unrecorded Route Name Edit) dialog box at the bottom, with a red arrow pointing to it and the text: 路線名称を手入力します。
- A red circle around the '未収録路線' label in the right sidebar, with a red arrow pointing to it.

The right sidebar shows the route details:

- S: #6441422205
- ↓ 札幌市道 〇〇号線 (未収録路線)
- ↓ 札幌市道 〇〇号線 (未収録路線)
- ↓ 主要地方道 北海道124号線 宮の沢北一条線
- ↓ 主要地方道 北海道124号線 宮の沢北一条線
- ↓ 北1西16#6441422348

The bottom dialog box '未収録路線名称編集' has a text input field containing '未収録路線' and buttons for 'OK' and 'キャンセル'.



本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ 小 中 大

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。



[※推奨パソコン環境について](#)

既に利用されている方 (ユーザーID・パスワードが必要です)

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

申請データを提出する
(査定状況照会・許可証受取もこちら)

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。



大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路の箇所が確認できます。

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

全国の未収録道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

こちらから

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可制度について

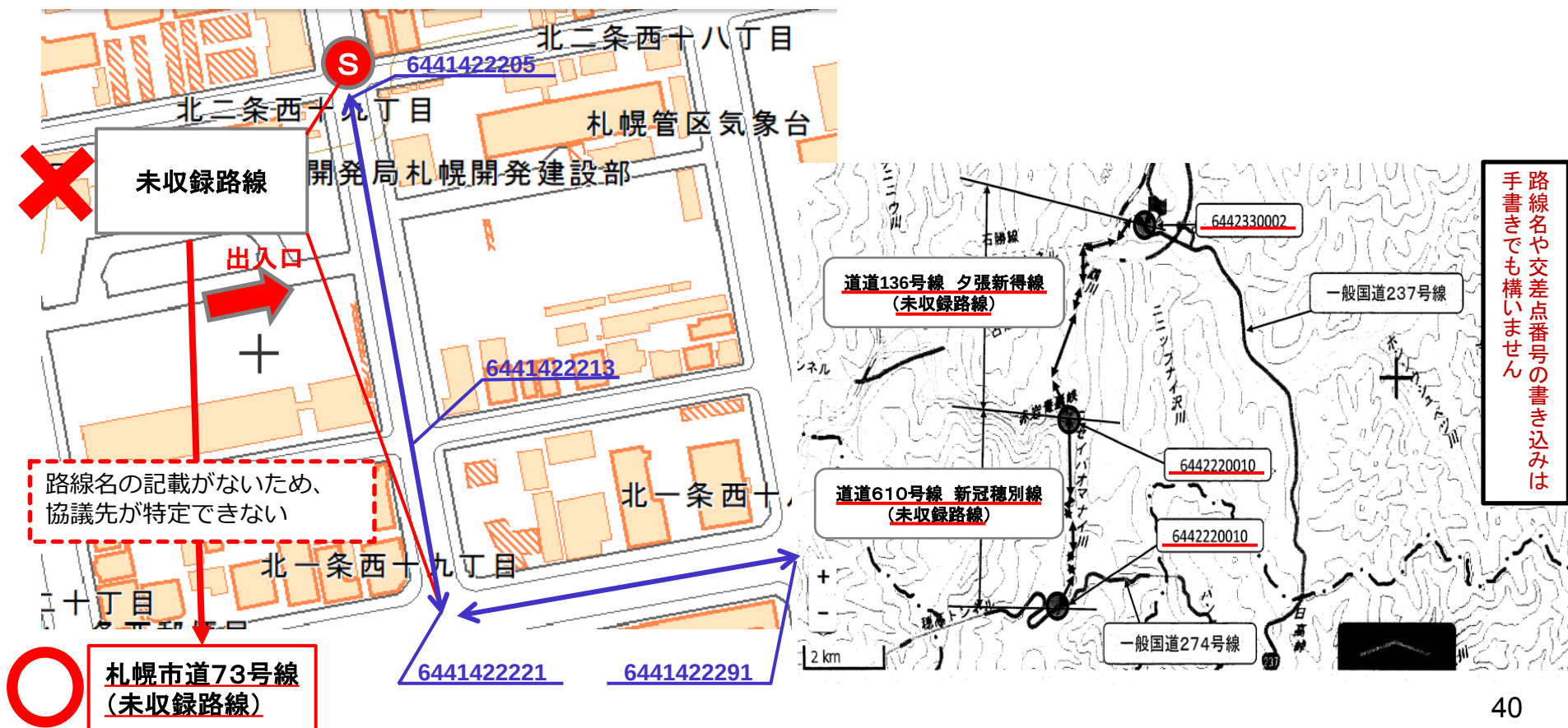
システム利用契約
初めにお読みください

特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について

代理申請について

【申請時の留意点】

- ・申請経路に未収録路線が含まれる場合には、「付近図」の添付をお願いしています。
- ・「付近図」においてその場所、路線名及び10桁の交差点番号に漏れがあると、協議先の道路管理者を特定できず、審査に時間を要します。



【問題点】

- ・ 出発地及び目的地の住所と、通行経路表の起点及び終点が離れている。
- ・ 起点・終点の交差点が誤っており、未審査区間が生じ、確認及び差戻しに時間を要します。



【申請時の留意点】

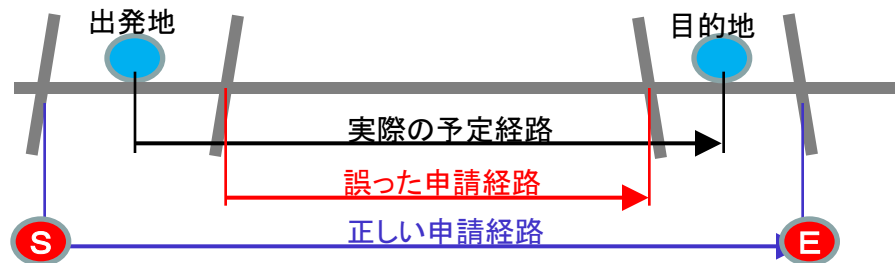
- ・ 通行経路を全てカバーする位置にある交差点を指定してください。不明瞭な場合は、差戻します。



（誤） 出発地・目的地の手前の交差点を選択
→未審査区間が生じている



（正） 出発地・目的地の先の交差点を選択
→全線審査が可能



【例】

入力例を見ると、
出発地は建物名まで記載があり、特定できますが、
目的地は住所地番の記載が不十分であるため、
地図上で目的地を特定できません。
そのため、終点部周辺の経路が確定できません。

(×) ○○市△△町 → 差戻します。

(○) □□県○○市△△町××-× ●●ビル

【申請時の留意点】

・住所地番は、起点・終点が特定できるように、地番、建物名まで正確に記入してください。

記入が不十分な場合は差戻しますので、再度ご確認ください。

【入力例】

通行条件設定

出発地・目的地

出発地住所 □□県○○市△△町××-× ●●ビル

検索

目的地住所 愛知県名古屋市三の丸

検索

通行条件設定

経路の算定

● する

○ しない

C/D条件の確認

● する

○ しない

個別審査箇所の確認

● する

○ しない

申請方法の選択

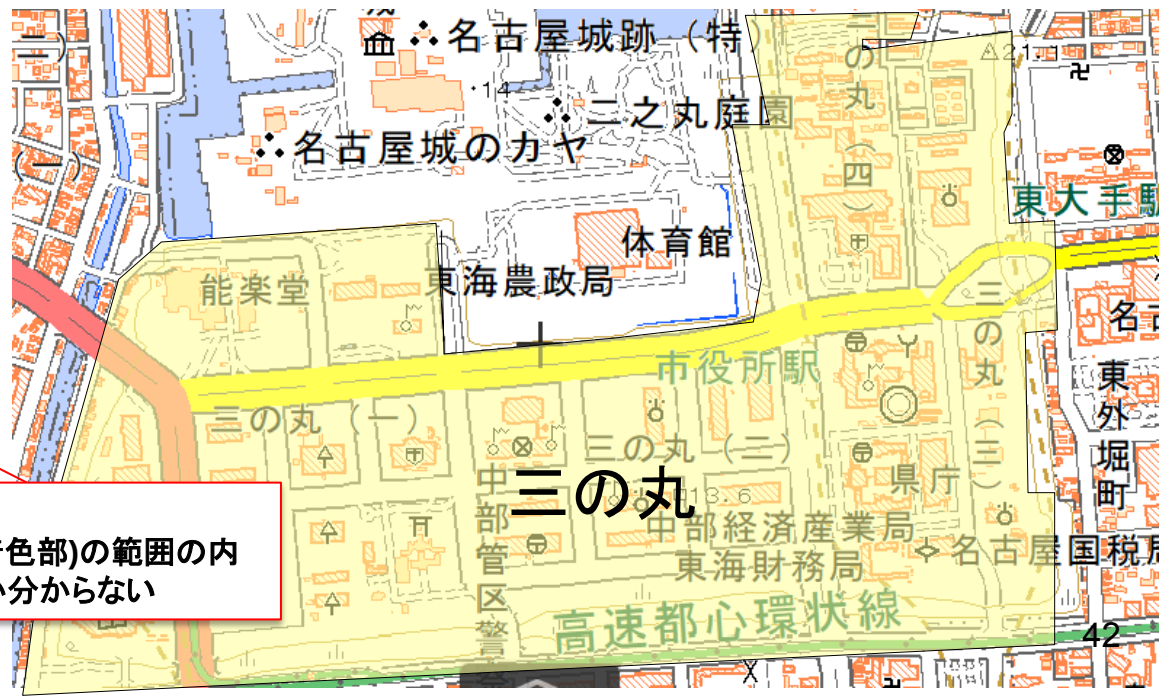
● 往復

○ 片道

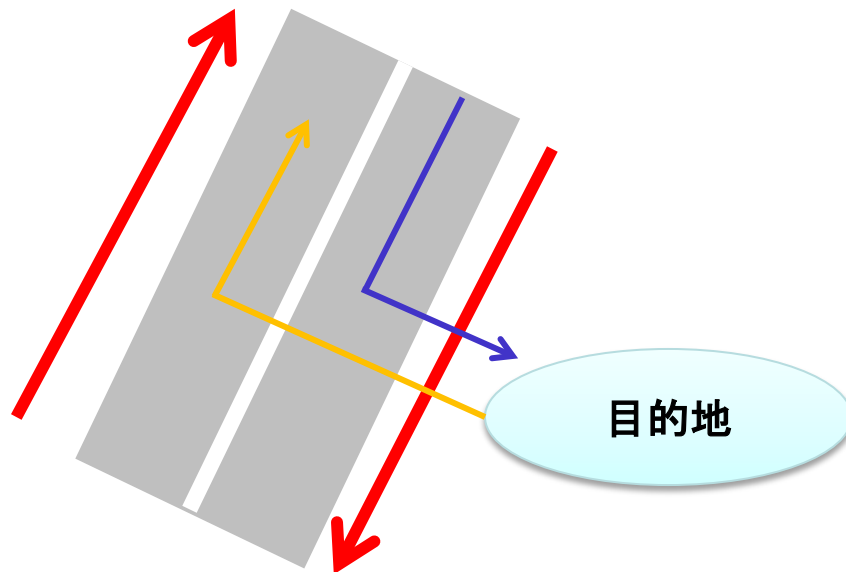
OK

キャンセル

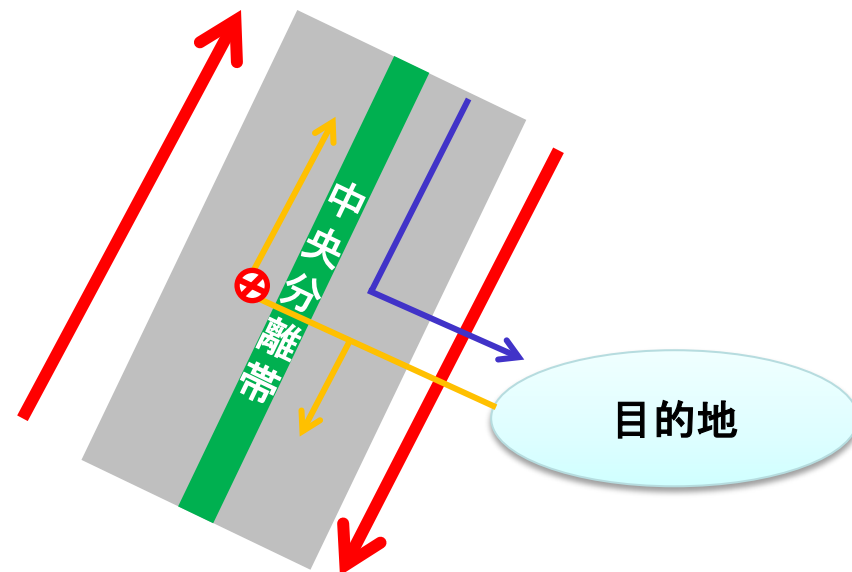
この記載だと
三の丸(黄色着色部)の範囲の内
どこが目的地か分からない



中央分離帯がなく、復路も同じ道
でよいので往復申請**OK!**



中央分離帯があり、往路と同じ道
ではないので往復申請**NG!**



【申請時の留意点】

・システム上往復申請が出来たとしても、実際に通れる経路かどうか確認をしてから申請をお願いします。申請者へ差戻し及び不許可となる可能性があります。

※H31 年システム改修により'注意喚起するメッセージ'が表示されるようになります。

【その他よく見られる事象】

- ・ 通行不可が発生したまま送信される(一方通行・上空障害等)
 - ⇒ 審査の結果、不許可となる場合は手数料が発生します。
通行不可がないか確認してから申請しましょう！
- ・ 申請年月日、提出日、通行年月日、通行終了日等の記載ミス
 - ⇒ 差戻しされます。必ず確認しましょう！
- ・ 車検証データと申請書データとの数値が不整合
 - ⇒ 差戻しされます。必ず確認しましょう！
- ・ 包括申請の場合、車検切れや車番の間違い
 - ⇒ 差戻しされます。必ず確認しましょう！
- ・ 超寸法等(交差点個別審査等)の申請で軌跡図が添付されていない
 - ⇒ 申請者へ'軌跡図'を取り寄せてから審査を始めるため、通常より許可証発行まで時間がかかります。
あらかじめ添付の上、申請しましょう！



ポイント！

申請書に正しく入力することにより、差戻しもなく、審査がスムーズに進みます。許可の迅速化にご協力をお願いします。

特殊車両通行許可証 の備え付けが 『タブレット』でも 可能になりました！



2019年
4月より

紙媒体による許可証

複数の許可証が
タブレット1台に！



電子媒体による許可証

特殊車両通行許可証等※¹（以下「許可証」という。）は、道路法※²において、通行時に携行することが義務付けられています。

通行経路が多い場合や特車ゴールドの許可の場合等には、許可証の分量が膨大となり、多くの保管場所をとられていましたが、2019年4月1日（月）から、紙による許可証の代わりにタブレット等での携行が可能となりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自らタブレット等を操作し、走行している通行経路の許可証を表示させなければなりません。

※¹ 経路表、経路図等を含む

※² 道路法 道路法第47条の2第6項：許可証の交付を受けたものは、当該許可にかかる通行中、当該許可証を当該車両に備え付けなければならない。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

特殊車両の走行中、許可証の提示を求められた場合は ドライバー自ら『タブレット』を操作して 許可証の提示をお願いします！



× 通行に関係ない
許可証も含めて
提示する。

○ 通行中の経路に関する特殊
車両通行許可証及び通行
経路を提示する。



電子機器の携行に際しての注意点

① 許可証を表示する電子機器の種類・機能

許可証を表示する電子機器は、ノートパソコン、タブレット等で、許可証の内容を明瞭な状態で画面に表示できるものでなければなりません。なお、画面の大きさは8インチ以上の機器を推奨します。

② 電子機器の操作

取締り時に、許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示して頂きます。

※セキュリティ上、電子データが保存されたUSB等を、取締りを行っている者の電子機器に接続して表示させることはできません。

③ 許可証不携帯による警告

ドライバーは許可証を明瞭に表示させなければなりません。例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

④ 電子データの内容

取締りでの速やかな確認等のため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるようにすることを推奨します。

⑤ その他

紙による許可証の備え付けも引き続き可能ですが、取締り時に許可証の提示を求められた際には、走行中の通行経路に関する許可証を提示してください。

各事業者においては、電子機器を携行するドライバーへの周知徹底をお願いします。